

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会（第 14 回）記録

会 議 年 月 日	平成 24 年 3 月 19 日（月曜日）		
開 会	午前 9 時 30 分	閉 会	午後 5 時 25 分
場 所	市役所本庁舎 6 階 第 1 会議室		
出 席 者	座 長 中西照典 副 座 長 下村佳弘 構 成 員 上杉栄一 上田孝春 高見則夫 角谷敏男 田村繁巳 オブザーバー 長坂則翁 太田 縁		
欠 席 者	なし		
事 務 局 職 員	事務局長 中村 英夫 事務局次長 田中 利明 調査係長 太田 潤一 議事係主任 金岡 正樹		
執 行 部	行財政改革課長 田中 洋介 財産管理課長 足立 博文 財産管理課主幹 福井 一朗 庁舎整備局長 亀屋 愛樹 庁舎整備局専門監 前田喜代和 文化財課長 林 佳史 文化財課鳥取城整備推進係長 佐々木孝文		
会議に付した事件	別添資料のとおり		

鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会（第 14 回） 3 月 19 日

◆中西照典座長 おはようございます。時間になりましたので、鳥取市庁舎整備に関する住民投票条例検討会、第 14 回をこれより開催致します。まず始めにですね、先回の時にですね、質問ができました。それは、山本浩三氏に対してですね、半地下駐車場単価、あるいは平米のこと、ふれあい広場のことについての質問が出てまして、それを事務局から山本氏にですね、照会致しました。で、回答が参っておりますので、その質問内容、あるいは回答についての、その点を事務局より報告お願い致します。

○中村英夫市議会事務局長 はい、じゃあ、朗読をさせていただきたいと思いますのでお願いします。

○太田潤一市議会事務局調査係長 はい。すいません。じゃ、太田が朗読させていただきます。まずですね、質問した内容がですね、1 番として、半地下駐車場の単価について。追加の資料中、備考欄に市の駐車場基準単価平米 10 万円とありますが、その根拠をお示してください。2 番目に半地下駐車場の 2,500 平方メートルで、これは訂正された分ですけども、駐車台数 100 台の考え方についてお示してください。3 番目として、半地下駐車場とふれあい広場について、初めの資料では、半地下駐車場に 2,500 平方メートル。単価平米 10 万 5,000 円。ふれあい広場は、1,700 平方メートル、単価平米 2 万円でしたが、追加の資料では一本化され、半地下駐車場プラスふれあい広場 2,500 平方メートル。単価平米 11 万円となっています。その理由をお示してください。という 3 点で照会させていただいております。結果としまして、このような回答がきております。読み上げます。1 番目ですけれども、市の駐車場基準単価につきましては、駐車場の構想検討に際して、鳥取市の市庁舎建設の建設費検討報告書の中に、鉄骨作りの駐車場の単価が平米 10 万円と記載されているものから引用したのですが、この単価が非常に、流通している一般の鉄骨駐車場の価格より、かなり割高であったことと、後の検討で処々の理由で、コンクリート製モンボイドスラブを使用する方向に発展したので、当事務所で実際に使用したコンクリートのフラットスラブ単価で入れ直した結果で、単価平米 11 万円となりましたので、報告致しますということです。

2 番目ですけれども、コンクリート製フラットスラブと一部柱壁を使用して、駐車場 2,500 平方メートルのスペースの 100 台強を収容できる方向で、構想案がまとまっていますが、最終的な構造デザインに入ってはいませんので、後日、設計段階で詳細は図面にて最終確認致しますと。

3 番目ですけれども、初期の検討段階では、半地下駐車場やふれあい広場は別々に算定しておりましたが、この両者はコンクリートの表と裏のような関係であり、また、新築部下部の駐車場とふれあい広場下部の駐車場では、基礎の状況も違うので、根堀りや地盤改良等を複合的に考える方向でまとめる方向になってきています。実際には地下駐車場もふれあい広場も新築庁舎も一体になっていますので、実際、全体のイメージからコストは算定するのがバランスが取れると思っていますと、いうことであります。以上です。

と思っています。ちょっと説明不足ですが、必要であれば専門家が直接会ってお話できれば、

もっとよく理解しあえると思います。さらに 20 億円か、37 億円の差を埋めるのに比べれば、どちらの方法をとっても、この差は微々たるものです。構想段階では、コストのアセスをすることは大変難しいですが、経験ある専門家同士が共有するのが一番です。それで解決することが山ほどあります。それができないものですかね。ということでかえって来ております。以上です。

◆**中西照典座長** はい。このような回答が返っております。それでですね、その回答が返っておりますが、その前につけておりますね、関連情報表ですね。ここちょっと確認、前回確認せずに終わってますんで、確認しておきたいと思います。手元に、この波線が掛かっている所が、この前の関連情報より、変わった分ですし、一部、表現をまとめて事務局がしております。このことについて、はい。次長。はい。

○**田中利明市議会事務局次長** はい。そう致しますと説明させていただきます。前回、3月16日の検討会の議論を踏まえさせていただきまして、関連情報表を一部変更しております。概要の部分であります。2号案の1番初めのポツのところで、一部改修を施すの次に2階建て部分は取り壊す。これは、前回の資料では2番目のポツに書いてあったところであります。それに続いて、敷地内に地上5階、地下1階建ての新第2庁舎を増築するということで、地下1階の所に、括弧して駐車場というのを入れさしてもらっております。それとともに、面積でありますけども、新第2庁舎、「約」という言葉を入れさせていただいております。それと、駐車場のところでありますけども、半地下・屋外平面駐車場150台ということで改めております。もう1点ですけど、1号案の方でありますけども、その概要のところで2番目と3番目のポチを逆転しております。2号案とのバランスをとる為に、駐車場とか広場っていうのを2番目から3番目に振り替えてやっております。以上であります。

◆**中西照典座長** 概要のポツ3はないの。

○**田中利明市議会事務局次長** はい。すいません。落としてました。2号案の概要のポツ3番目、敷地内に半地下駐車場と、その上部に広場を設けるって、入れております。

◆**中西照典座長** 先回の話、ここでの議論を踏まえて事務局がこのようにまとめております。このことについて、まずそれぞれの、このようにまとめさせていただいてよろしいかどうかを皆さんにお聞きしますけども、どうですか。はい。角谷議員。

◆**角谷敏男議員** ここまでいろいろ、結さんが提案して、議会の案として、協会に出したという経過の中でですね、15、16、いろいろ質問があったわけですが、うちの会派でもまたその後、土日いろいろ議論をしておるんですけども、今日、山本浩三さんから、ファックスでペーパーが送られてきてると、これ直接照会しようということになった訳ですが、それ自体を否定するわけじゃないんですけど、そうであるなら、全体をですね、山本さんの考えを聞く機会っちゃうか、そういうものをとった方がええじゃないかなあという意見があるわけですね。実際問題、たくさん質問出とるわけですけども、我々、私は何度も言ってますけど、専門家じゃない我々がですね、いろいろ問題点を指摘してもね、問題があるんじゃないかなあ。

◆**中西照典座長** 角谷さんすみません。まずね、言っておられる意味はわかるけども、今、この先ほどの事務局員が朗読したこの点について、どうかと、それぞれの思いはそりゃあります。

◆角谷敏男議員 思いじゃないですよ、思いじゃないですよ、皆さんに確認したいことです。

◆中西照典座長 だけどこのことについて、どう思われるか、まず、今質問したのは、これで、どうですかということですから、ちょっとまず、そこを言ってくださいな。

◆角谷敏男議員 だから、それに関係するから、ちょっと前段に言っています。まあまあ、結論に入ります。結局この案をね、確認するということになれば、いろいろ質問をされたり問題があるじゃないかという趣旨の、先週2日間の議論。そういう質問された人もね、本当にこれが一番ベターだと。一番ええと、現在地案で、ということ、きちっと、本当に説明できるんかいなあと。うちの会派から、なんで協会に出す前に、そういう質疑をきちっと意思統一してやって来なかったんですかと言われる。そういう点もね、含めてね、今、意見が出ると、いうことだけは紹介したい。本当にこの形にしてしまうと、それなりの説明を議会が市民に求められるわけだから、本当にできるんですかという意見もあるということですわ。その辺でさっき、元々、山本さんが作られたのだったら、当初に立ち返って、その人の意見を聞くとそれが、今回いろいろ紛糾したけども、このたたきき台を基本に議論をするという趣旨に沿った議論になっていったじゃないかなあとこの思いもするわけです。私の反省でもあります、そういう意見がありますから、他の会派の人達がね。そうゆう辺をどういう風に受け止められるかという点をね、ちょっとここは、本当にきちっとしとかんといけんなあと、思ったりします。

◆中西照典座長 いやまあ、たぶん、その思いはいいですけど、私がお聞きしたいのは、関連情報、これ先ほど、事務局が読み上げたです。これについてはどうです、そのこと自体を今の意見どう思われますか。で終わるんですか。

◆角谷敏男議員 うちの会派の会長としては、そういう意見があって、うちでは、最終合意にまだなっていないということ、そういう状況があるということもちょっと言おうとしましたから、そのことは伝えときます。

◆中西照典座長 ちょっと待ってください。ここまで来ましたときにですね、僕は、当初からずっと言ってますように、この会期中にやはり、条例案を成立させて市民の方の審判を仰ぐんだと、それは皆さんがずっと言い続けられてきました。司法についての話は今出ましたけども、ここまで、この間からずっと積み上げてきて、ひとつ、関連情報というものをしてきました。ここに先ほど、読んできたことに関しての確認をしとるわけです。これはこれでいいんですか。どうですか。そここのところを聞いとるんですよ。会長としてどうですかと、こういう意見があったっていうんじゃ、進みませんからね。今日は、非常に大切な一日になりますんで、そのことをきちっとお聞きしたいと、そこです。

◆角谷敏男議員 大切な一日というふうに議長おっしゃいました。私もそういう認識は十分持っています。先ほど言ったように、うちでも議論が続いておりまして、これで16日でしたか、休憩取って、うちの意見についての取り扱いも、ここの議論との関係で、休憩時間、相談をさせてもらいましたが。まあとりあえずそういう意見があるということだけ、この場で表明しときます。それで、あとまた今日議論になると思います。金額問題の中で、また再度、その点について私なりの考えは言いたいと思います。

◆中西照典座長 それではいけないんですよ。ここにあることが、どうだということ。金額のこ

とは一つも言ってませんよ。今までの話し合いの中で、事務局がまとめたこの案について、これで一応、ここからスタートしていいですか。その確認をしてるんです。

◆**角谷敏男議員** だから、私と今、座長とばかりやってるんですけど、だから、皆さんの意見を本当に責任持ってこれで説明できるよと。いろんな問題や意見が出されたじゃないですか。それが、その元ですよ、一人ひとりの会長が、ようは説明するよと、本当にそういうつもりだったんかいなあと、問題点があるだったら、改善点が出ないといけんし、ここはこういうふうにしようっちゅうことで、まだまだね、一致してない部分もあるわけですから、市民の意見を聞くということに我々もこだわってるわけですけど、そういう点についての取り扱いもありますからね。だから、意見も言っとるわけです。議会の案として、市民に賛成・反対、双方あると思います。そういう人達に、こういう案ですよという説明が、この検討会の中で、お互いができるというものなのかどうかと、ということなんです。

◆**中西照典座長** 私と角谷さんが言い合いをしとるんじゃないしに、これがどうかということと、今言われてる、そうしないと今まで積み上げてきてここまでしてきとる、それは確認しとるわけです。今までの、だから別に角谷さんと私がやって、その私の言ってる質問に答えられないから、再度促してるわけですけどね、じゃちょっと置きます。じゃあ上杉議員。

◆**上杉栄一議員** (聞き取り不能) これもタイムリミットあるわけで、ほんとやろうかっていう、そういう何か思いが私には見られない。先日も提案として、地下駐でいいんじゃないかと、それのほうが市民にとっても、非常に使いやすいあれになるということで、これも同じ事です。うちの会派でもいろんな議論がある。いろんな議論があるけれども、やはり、これをまとめて住民投票しなければならないということが大前提なんですわ。だから不満はあっても、それこそ、やっぱり住民投票ということが第一前提になっておる。これを言い出したらね、これ元に戻っちゃう。それから私はもう、角谷議員が今言っておるのは、それは、それぞれの会派でそれぞれの思いは勿論ありますよ。これを一つにまとめてるのは、大変な作業。その作業をあえて今やってるわけで、だから、私共の方の会派でも、それはやっぱり地下駐で、それこそ1部平面の方が一番使い易いし、そういう議論があったんだけど、前回の検討会では、従来どおりの方でいった。だから、それをいろんな思いはあるわけなんですわ。だからそれをまとめるということ、まず第一前提として、角谷議員も前に言ってた。決まってから市民の声を聞く中ですればいいんじゃないかということを確認か言ってたと思うんだけどね。そういうちょっと、今ここでその話をすれば、山本浩三さんの話に戻れば、ここの報告書というか回答について、コストのアセスをすることは、大変難しいと。これは、経験のある専門家同士が協議するのが一番ですって彼も言ってるわけで、そのコンセプト、理念を聞くということについては、私はあんまりきいていただいて、話を聞くということについては必要でないというふうに、この間も申し上げたし、本人さんがこのコストの問題については、経験のある専門家で協議するのが一番ということであるわけですから、山本浩三氏がここに来られて、そのことを説明してもまた元の話で我々素人だからわからない。いろんなそれこそ考え方もあるし、建築工法もあるでしょう。だから、その山本浩三氏の言った数字が絶対ではないわけですし、それはそれぞれのだからこそ、この度、県の教育建築士協会に依頼をしてその数字が出るということなんです。

から、だから今日の半地下の経費についての積算根拠については、ここに出てきた回答についてそれを参考にするということだけの話です。

◆中西照典座長 ちょっとあのね。まず私が発した質問に答えてください。このたたき台、これは、先だつての第13回の検討会を踏まえて、事務局がその話の中でしたもんです。別に事務局が捏造したもんでもないし、間違った情報でしたものでもない、皆さんの話の中でこの方向が出たんで、これはそこを踏まえて、今日の議論に入っていこうっていう、その一番の皆さんに確認していただきたい関連情報なわけです。ですからそれがここから進めさせていただいていいですか。という話ですからそのことです。ですから、ちょっと上杉議員から順番にどうですか、という質問にまず答えて下さい。はい。

◆上杉栄一議員 あの、これは、この間確認した事項ですから、それで進めてもらったらいいと思います。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 この内容は、非常に分かり易い説明っていうんか、回答があつておると思います。特にコストの問題については、いろいろアクセスすることは、大変難しいと。

◆中西照典座長 あのコストはね、ちょっと待って下さい。コストは後で。

◆高見則夫議員 いうこともあるわけですけども、文言の中にあるわけですけども、内容についてはね、我々の考え方と、だいたい同調できる部分もあるというふうに思っておる。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 あの今この、対比表の関係で、今、議論してきたとし、それから2号議案は、アンダーラインを引いてある部分は、今まで議論してきた経過の中ですけ、これはこれで、僕はあれだというふうに思います。それでそこですけどね。駐車場まではそういった形ですけど、この2号議案ばっかし僕は今まで議論してきたんだけどね。それで、ここまでをね、駐車場までをという形だけど、また、いつそれは議論済んだでという話にまた後でなったらいけませんね、1号議案、この駐車場までをという形でするんであればね、さっき概要の部分も敷地内の平面駐車をという形で若干、そのポツをね、下に降ろした経緯があるでしょ。さっき降ろしたっていうのは。そこが、こちらの方もそういうふうに、いろいろということになればね、僕は、駐車場とか、建設費までから上の方で言うとな、やはり1号議案のこの、耐震工法のこともどうかという形をちょっと議論したいと思いますし、それから、屋外駐車場の200台。この件についてもね、ちょっと議論したいんですよ。ですから、右側の2号議案に対するアンダーラインの部分はいいと。だけど、こちらの分もこれで了解したという意味じゃないということです。

◆中西照典座長 はい。田村議員。

◆田村繁巳議員 今日、アンダーラインを引かれてる部分は、前回の検討会で確認されて、ものがきっちりとおがってると思います。先ほど、上田さんの方から1号議案についてということで、今は、2号議案をまずは、詰めていくということですから、それはまた、進め方の問題だろうと思ってますんで、最初に2号議案の方から詰めていただきたいと思います。

◆中西照典座長 じゃあ改めて、角谷議員。

◆**角谷敏男議員** その経過としての確認はしますけども、さっき言った一番言いたかったのは、あれだけ議論質疑応答を相当やった中でね、この2号議案に対して、いろいろ意見が出た中で、言っぱなしみたいな感じもしなくはないわけですね。だから、本当に説明が、できるんですかという意見も出てるわけで、私もそういう感じがしないわけじゃないわけです。それで、最後になりますけど、そういう経過としては、一応確認すると。上杉議員が言われたのは、本当にね、これはあの思いだけでやってるわけじゃない。私もやる気持ちには、当然変わらないわけです。だから議会の一員として、こういう2号議案がきちっと皆さんの議論聞いた中でも、私も若干質問した部分ありますけども、当局にも質問が相当行きました。だからそういう議論を経てうちの会派の意見もこういうふうな意見があるということを言ったわけですね。だからこれからも、残る時間がどの程度あるかわかりませんが、それは市民の意見をね、どういう形で入れるかっていうのは、まだ、確認、まあ全然してないわけです。だからこのイメージが付けば、もう市民の意見っていうのはそう入らんじゃないかなという心配もあるわけです。そういう点で、経過としては一応確認はしますけども、そういう意見がね、強いもんがあるということもありますし、私もそういう気持ちは良くわかるわけで。そういう点で、みんなが一致して、この2号であれ、1号であれ、きちっと説明ができるものにしないとイケない。私はまだまだね、議会の中で共通認識、これから議長がどういうふうに諮られるかわかりませんが、共通認識がね、30何人取れてるとは決して思ってません。その為に我々も努力せんといけんと思ってます。以上です。

◆**中西照典座長** 副座長。

◆**下村佳弘副座長** はい。第2号議案については確認というか、この間の合意の通りでええと、いうふうに考えてます。その中でですね、地下の駐車場についてわからない部分があるので、お聞きしたと、いったことだろうというふうに思います。だからこの部分については、こういった記述でええと、いうふうに思います。ただですね、角谷さんが言われたんですけども、協会に出すのもこれ長く議論しましたよね。その上で合意してここまで来たということ。それから会期中に合意を見るというのもこれも一つの合意だというふうに思ってます。これやっぱ目指して頑張らんと、ちょっと今、市民の合意も入れ、はい。じゃあ。それはいいです。

◆**中西照典座長** 確認しますけども、この今検討会はずいぶん、誰もそれぞれがそれぞれの思いの中で自分の支持するですね、立場がそれぞれ微妙に違うわけです。全く違うと言ってもいい。その中で、それでもまとめようということですから、全ての人が同じような気持ちになるということはこれは難しい。だからこそ、代表者の方に集まっていいただいて、その中でしとるわけですから、そこのところでまとめていきますから、なかなかこれはいつも言うようにいろいろ難しい問題です。でも、まとめるという努力は皆さん一生懸命していただいていますんで、それを尊重します。それでじゃあ上田議員。はい。

◆**上田孝春議員** さっき、副座長の方から協会に出してあれすることをみんな合意してという話、確かに協会に出して20億を検証してもらおうという形は、合意で出したということなんです。だけど、協会に出してきたものが、あがってきたものが、成果品が合意ができとるというような認識ではないということだけをここで確認して申し上げておきたいというふうに思います。

◆中西照典座長 あの上田議員。これは合意があるなしに、一応、正式な契約上、交わして返ってきたということは、これは間違いのないわけですよ。ですからこれは、上田議員はですね、先ほど、これはずっと前から、ちょっとごめんなさい。

◆上田孝春議員 また元に戻る話だけだね。さっき協会に出して合意が出るとという言葉が出たから、そういった合意じゃないよと。合意でも出すまでの合意は合意という形であれして、全体で全て合意ができたようにまたね、認識、思われとったらかなわん。わしは、心外だから申し上げただけのことです。それと、座長がね、協会に出したものは契約したもので、成果品は正しいという認識ですね。だけど正直言ってはっきりここでものを言っとかないけんのはね、まず、長いこと議論してきたけど、私は契約内容とあがってきたものとは、全く違うという形で、それぞれが契約に沿った正しい成果物であるという認識をされておると、私は正直言って契約に沿ってない成果物であるということを今まで言ってきておりますからね。ここからね、この議論からが物凄くこの検討会でね、難しくなった原因なんですよ。私に言わせればね 20、うん、ちょっと待って。いやいや、それではっきりと。

◆中西照典座長 何回も言ってきてる。

◆上田孝春議員 だから私はですよ、成果物は契約に沿ってないという形、それではっきりする。これはね、契約書を見てですよ、あがってきたものがね、まともだという認識自体が全くダメなんですよ。これはね、私がね、成果物が契約にそったものじゃないというふうに言っております。これもね、私はこの問題がね、正直言ってこの程度の内容がね、契約に沿った正しい成果物だというふうに判断すること自体がね、私は議会のこの検討会のね責任が問われると思いますよ。私はね、この契約書に沿って私は全く正当な成果物じゃないということだけ申し上げておきます。これは法的な問題でという形でね、しておりますけどね、私が言っておることが、本当に間違いなら、ここまで議員として言っております。責任を取りますよ。議員としての責任を取るぐらいの腹でものを言ってますからね。ここから大きな間違いなんですから、ですから契約書に沿った成果物だというふうに判断をされとる、信じておられる方、これが法的にね、間違っるとという形になったら、それだけの責任をちゃんと腹をくくっといいたいただきたいと思いますよ僕は。ワシも腹を括っておりますよ。もしか契約書に沿って、私の言っておるのが間違いであれば、私は議員としての腹をくくってますよ。ですから、あなた方も契約書に沿って、これが正当な成果物だというふうに言われるのであれば、もしか法的な議論をして、それが間違いだということになったら、それだけの腹をくくっといってください。そのぐらいの責任を持った議論をやりましょういな。

◆中西照典座長 ちょっと、上杉議員。ちょっと待ってください。それに、ついで。

◆上杉栄一議員 あ、責任逃れのような発言をしとるというふうに使われたわけだけでも、そういうことは決してないわけではね、それは。だから、成果物であるか成果物でないか、法的な問題というのは、これからの話。少なくとも、我々が出てきた成果物については、数字を積み上げたしっかりとしたもんだということを認識しております。それから、もう1点言わせてもらおうと、この間の話で当初2,500で150台という駐車場が、可能か不可能かということのを向こうの協会は、可能にする為にはどういう形で積み上げるかということで出てきた成果品だ

と思っております。それから、エネルギー棟の問題。この問題についても、上田議員がよく言われる裾野市のあれを見てくれということで私も調べました。裾野市は、地下の機械室を1ヵ月半かけて外に出して、そこでエネルギーの補充をしてから工事にかかっております。ですから、この間の話の中では、機械室はそのまま使って、工事は並行できるんだということだったんだけれども、裾野市なんかの場合も同じように、それこそ機械室をよそにもって1ヵ月半、じゃあこういったことについても経費が掛かると、そういうことでエネルギー棟、今のまんまではできないという判断の中からその成果物が出とるわけですし、それは、それぞれ積み上げた形の中で、この結果がでるというふうに思っております。だから、法的な問題は別として、技術的な問題からすれば、私はこの成果物っていうのは、正確なもんだというふうに思っております。

◆中西照典座長 はい。ちょっと、上田議員。はい。

◆上田孝春議員 あのね、僕が今言っとるのは、契約書に沿った成果物であるかどんなかと。まあ、いろんなことをさっき、確かに裾野市の場合は、耐震の問題をね、ここに積算の根拠としてあるのは、耐震の問題を裾野市や県庁の実績を参考にしてあげておるということを言っておるんですからね。それで、僕が言うのはさっき言ったのは、契約書に沿った成果物であるかどんなかつちゅうということなんです。契約書に沿った、そこだけです。それを法的なもので判断をするということなんです。それは私もいいですよ。法的な結果である。ただし、結果が出たときに正当な成果物でないものを元にこの今議論もされとるでしょう。

◆「してないです。」と呼ぶ者あり。

◆上田孝春議員 してますがな。ちょっと待って。ね、20億の成果物と。

◆中西照典座長 上田さんもうちょっと静かにしてくださいね。ちょっと叱られとるような、悪いけどね、まあ、まあ。

◆上田孝春議員 いやいや、そんな意味で言っとらあせん。

◆中西照典座長 まあ、だから、静かでも行けますからね、お願いします。

◆上田孝春議員 わしの思いなんですよこれは。ですからね、20億の検証をしようと、いう話の中で、あがってきた成果物を参考にしながら、問題点の指摘ばかりしとるでしょうがな。課題というか、それ自体が正式な成果物ではないのに、20億を検証する、叩く為に使われとるでしょうがな。そこを私は言っとるんです。ですから先ほど、上杉さんの方から話がありました。この契約書が正当なものか、正当でないものかは、法的な判断ですということです。私もそれを判断します。それで私が、間違っておるのであれば。

◆「もういいです。」と呼ぶ者あり。

◆上田孝春議員 いやいや、言っときます。みんなにはっきり申し上げておきます。ですから、それくらいの腹で議論しておる。だから、他の方々も、その責任を持ってそれだけの、判断をしていただきたいということだけを申し上げておきたいと思います。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 責任を持つのは、上田議員だけではなくして、議会全体の責任の話になりますんで、それは上田さんがごっつい責任持つ、責任持つっていうけど、（聞き取り不能）負け

たらっちゅう話じゃないわけでしてね。これはやっぱり議会全体で責任を持つ話です。

◆中西照典座長 上田議員、思いはありますけど、ちょっと待って下さい。それで、この問題を
してるとですね、今日。

(なにか呼ぶ者あり。聞き取り不能)

◆中西照典座長 じゃあ、はい。角谷議員。はい。

◆角谷敏男議員 副座長の発言は、私に対してのものですからね。私は、黙っておこうかと思っ
ただけども、その発言から今議論が発展しとるんです。ただ一言だけ言いたいのは、それは
検討会で検討をして、結から出された案を、そういうことを仰ったんだけど、しかしね、私が
一番言いたかったのは、先週の2日間のこの第2号議案に対する質疑の内容。聞いとってね、
いろいろ問題があるかのように、そりゃあ聞いている人達みんな思ってますよ。だったら、1
2月の22日とか、1月の6日の検討会の時にね、出す前の、その議論をここでしなきゃいけな
かったんじゃないかと。その辺が全くなされてないじゃないかということもあって、さっきの
冒頭の私の発言になったということなんですよ。非公開でやってる部分もありますから、会派
のメンバーには十分伝わってないんですよ。そういう反省もあって、もう公開でやらんといけ
んと、いうことを私はこの前から主張しとるわけですね。そういうふうになってますから、余
計これまでの議論が、どんな内容であったかっちゅうことが、議員にわかるようになった、市
民にわかるようになったことは良かったと思うんです。私が言いたいのは、そうであるだつた
ら、出す前にこういう結の提案された議長が取えて優れた案だということ採用された。この優
れた中身をですね、協会に出す前にしっかりと議論せんといけんかったっちゅうことなんす
よ。そのことです。

◆中西照典座長 高見議員

◆高見則夫議員 座長、もう少し、議事進行をね、もう少しスムーズにやってもらわないけん
としますよ。一番最初のあんたの話は、今回の出てきた、依頼した回答について、物言ったで
しょ。それについては、今のような論議になったわけだけでも。要は、この内容に入る前につ
ていうことになってしまったわけだ。市民の合意って言ったってね、市民の皆さんの合意つ
ていうのは、我々が今議論をやることについて、十分市民に納得できるような、論議をするこ
とが合意になってくるとしますよ。市民の皆さんここに来ておられる方はいいんですけども、
そうじゃない方はたくさんあるわけですから。そういう皆さん方にどのようにして、説明がで
きるような我々の議論になっていくかっていうことが問題なんです。根っこの議論をしとつた
ってね、市民の皆さんには了解を得られんと思う。いつも同じような繰り返し、今の特に繰り
返しについてはね、責任を取る取らんということは、確かにこれ大事なことですよ。我々みん
なが責任を持ってやってることですから。市民の代表でやってるわけ、それをええかげんなこ
とをしとって、市民のみなさんに許してもらわうわけにはいかんわけですから、当然責任を持
つのは当然の話です。ついてはね、成果品の話のことが出ましたけども、成果品については、い
ろんなことを照らして間違いないというふうに言っておるわけですから、その辺をね、我々は
十分理解しなきゃいけない。と同時に、20億の話についてはね、あ、20億って言ったらいけま
せんね。一番、底辺の話については、みんなで今議論をして、どこが不足か、どこがどうなっ

てるかっていうことを今検討しようるわけですからね。ですから、もうすぐ1号案はどうってゆうのは無しに、2号案の内容に付いて私は進めるべきだと思いますよ、座長。その辺をいい具合に振り回して進行しなきゃいけないと思う。

◆**中西照典座長** ではね、進めさせていただきます。それぞれ思いあります。で、まず、そうすると第2号案のところの今皆さんの手元にある、波線も含めてですね、駐車場の所までは2号案はこのままで行こうということ。で、上田議員の方から第1号案についてのお話がありました。これはあの、**座長**の基本的な話をしますと、これは、調査に関する特別委員会で報告され、承認された案をそのままここに写しておる。というふうに認識しております。他の委員会で、それも特別委員会で承認されたことをですね、ここで私は議論は馴染まないんじゃないかと、というような私の意見であります。このことに対して、どうですかね、そのことについて、上田議員。

◆**上田孝春議員** 特別委員会で決定したもんだからという話ですけどね、今ここで、検討会で条例案に対する比較検討をしとるでしょう。その中でね、やっぱし、2号議案一生懸命しようるけど、こっちに対しても、1号議案に対しても私も市民に説明するときね、納得のいかんところがあるからね、その辺を議論したいというんですよ。それが私の願い。問題点言わしてもらってもいいか。私はその、概要、それから位置、それから延べ床面積、これはそれでいいでしょう。そんなんで、ですけどね、ここに耐震工法という形であります。耐震工法。一方はね、2号議案をしっかりとどうであると、はっきりした、工法出してますよね。なぜこちらがね、耐震工法をね、設計段階で決定するというふうな形で記述されてるでしょう。それであれば私は、こっちの2号議案の方にしてもね、耐震、現本庁舎は、免震という形ではっきり書いてもらってもいいですけどね、新築部分に対してはね、私はこっちの1号議案と同じような形でもいいと思うがしてますからね。そこで、なんだ今まで決まったことをという話でなるか知らんけどね、それであれば、こちらを動かさんということであれば、こちらもしっかりと市民にわかるように、市民に説明付くような形でね、はっきりと、どういった方法といった形で記述していただきたいと思います。こういった問題が出たときに、私は市民に説明のしようがないということ。それから駐車場の問題です。こちら2号議案150台という形でうたっております。この1号議案、屋外で200台、市役所の機能、面積、倍以上ありながらね、なぜこっちが200台なのか。当初400台しとったやつがね、なぜ200台にしたのか。この辺の説明が私はできないんです。市民がどれだけ、統合して市民病院の方に新築移転して統合する。そうすれば、かなりの市民が市役所に来る。それ故にね、当初400台しとったものが、200台になった。こちらの2号議案の面積からいくとね、やはり400台にならなダメなんです。市役所の規模からいくとね。それがなぜここがね、200台にしたのか説明付きますか。みなさん。この辺をねはっきりして頂かなくてはね、2号議案ここまでをね私は譲歩できないんですよ。

◆**中西照典座長** あのちょっと、基本的なことと言って僕が先ほど言って、そのことはですね、議会がきちっと定めた中で成立されたですね、調査に関する特別委員会で報告がなされ、当然そこで、そういう疑問もされてるでしょう。各会派からそれぞれの委員を出しておりますんで、その委員の中で話をされてると思います。そういう委員の、我々が代表として出してる委員の

方からお話を聞いて説明をしていくというのが、私は筋だと思いますけども、これは**座長**としての思いですけど、他にになにかそのことについての意見がありましたら。角谷さんありますか。はい。角谷さん。

◆**角谷敏男議員** その、座長の方から特別委員会で承認されたということで、そこで議論がされてるという説明がありました。特別委員会、ご承知のようにいろいろ議論があった中でね、多数決で最後はとっとるわけですね。そういう言い方をされるとね、全会一致でこの住民投票をやる、ましてや、議会としてきちっと双方の案をですね、作り上げていく。そういうね、やっぱり、ことはですね、議論せんといけんと思うんです。また、角谷はお前、住民投票伸ばす気かいなちゅうね意見があるかも知れんけど、しかし、ここは、全会一致で決めた、双方をきちっと市民に説明せんといけんわけです。議会の中でのね、やはり、議論が十分に尽くされたかどうかっていうのはね、それはこの概要を沿うにしても、沿った議論をするにしても、やはり、もういっぺん議論を僕はすべきだと思うんですよ。ましてやね、私なんかは当該の委員でしたけども、それは論点をね、蒸し返しするわけじゃないけど、論点を提起しても論点さえも多数決で決められたっていうね、本当にね、議会の議論のあり方としてね、もう数が少ないと賛成が少ないと、もうこれは取り上げられてもらえないちゅうね、議論する場としてのね、あり方がやっぱり問われるっていうことだと思うんです。ましてやまあ、繰り返しますが、全会一致でこれ、住民投票やろうということを決めましたから、私はちゃんと議論していくべきだと思いますよ。

◆**中西照典座長** 上杉議員。はい。

◆**上杉栄一議員** 1号議案について、この駐車場であつたり、それからまた工法についてをここで議論して、その執行部にはっきりした、免震化へ、あるいはということを求めること自体をこれは無理だというふうに私は思っております。あくまでこれは、関連情報ということで出とるわけですし、その内容をその1号議案についての内容について我々が踏み込む、そういった権限はないというふうに思っております。出ている情報を如何にそれこそ1号議案、2号議案については、これは議会案という形ですから、これはしっかり議論するなかですけども、その中で、関連情報として比較対照表ですから、比較対照でその200台が少ないから400台にせいというようなことは、これはそれこそそういう議論ではないというふうに思っております。だから200台にしたということは、その200台の根拠に付いて執行部に正すればいい話で、それをダメだから、例えば400台にせないけんという話はならんというふうに思います。だから、あくまでこれは、関連情報ですのでその関連情報の一案については、既に方向性を出して議会にも、それこそ報告があった中で、じゃあそれを検討会で公平公正になる為に、それをはっきりさせえということについては、私はこれは検討会での議論ではないというふうに思っております。

◆**中西照典座長** 高見議員。

◆**高見則夫議員** 今のように駐車場の問題等も1号案の問題があつたわけですけども、もしね、1号案にかなり、これが出てから期間があるわけですけども、もしそのようなね、合意がでんとか、自分達がその内容がわかったらんとか、いうことについてはね、今論じるべきじゃな

いと思いますよ。そういう論が出るんだったら、なぜこういう情報が公開された段階で、いや、これは角谷さん個人を攻めとるわけじゃないですよ。情報が出た段階でかなりの経過があるわけですから、やはり自分なりの情報収集して、市民に議員として説明できるようにしたらいいと思いますので、そのように私は思います。

◆**中西照典座長** ちょっと、1つ言わせて頂くとこの2号案についてもですね、いろんな疑問点をここに出されました。で、上田議員のこの関連情報を確定する中で、そういう疑問がいろいろあるけど、ここで話してそれでいいんじゃないかということで、確定してきた部分があります。いろんな疑問が出ましたよね。ですから、1号案にしても上田議員の言われるいろんな疑問はここで出して、やはりそれでそれオープンになるわけですから、後できちっと議会のインターネットのホームページに載せますから。そういうところで、2号議案もそうになったら1号議案もそういうふうにされたらと思いますけどどうですか上田議員。はい。

◆**上田孝春議員** いやいや、それじゃあちょっと納得できませんよ。そりゃねえ、執行部が出したもんだからというふうに言われますけどね。だから面積とかそこまで、わし言いませんよ。ですから、工法でもね、やっぱり市民にはっきりすればね、こういったね、はっきりしないような提示はだめですよ。それであるならば、私も今確認はしたってって言いますけどね、2号議案はね、やっぱり決定次第でというふうに変えたいんですよ。増築部分。

◆**中西照典座長** 新第2庁舎ということ。

◆**上田孝春議員** そうそうそう。現本庁舎は免震ならんと、これはだめだという認識はありますけどね。新築部分はね、増築部分はね、私もそりゃ、あれですよ。免震が一番いいという認識でおりますけどね、こういうふうな1号議案に記述するんであればね、2号議案も決定してからね、設計段階で、免震。それをそういうふうに記述すればいいとゆうような。それともう1つ、それから400台の件、わしは400台にせいという意味で言っておるんじゃないよ。400台で計算しておった当初、それがなぜ200台になったのか。それをさっき言ったように、庁舎の規模からゆうとね、こちらは150、9千なんぼ、約1万弱で、それで向こうが2万3000、そういったことを考えたり、市民が統合することによって向こうに市民が集中するでしょう。そういったことから考えるとね、200台で果たしてこれがどうかなという思いがあるからね、思いがあるから、なぜ400台を200台にしたかという考え方ぐらいね、はっきり述べちゃいいんですよ。

◆**中西照典座長** 田村議員。

◆**田村繁巳議員** この第1号議案は、当然、検討委員会で議論されてきて、それこそここにも検討委員会のメンバーもおられることだと思いますけども、その中で、議論された中で、じゃあこの第1号議案と第2号議案をどのように載せるかっていうのは、まあ、今までも1号議案は、ずっと提示して、最終段階でこれでいいのか、変更するって話ではないと思います。で、あの耐震工法についても設計段階で決定っていうことですが、積算としては耐震工法を免震構造とした場合で算出していると、いうことはしっかり明記されていますし、これを今さら変更するというではない。ただ上田さんが先ほど言われたように、この免震工法をじゃあこっちも変えるんかと、いうことはそれは1つの検討だろうと思いますが、積算としてはどうするのか、

やっぱり免震工法で積算していくのか、この辺はきっちりしとかなければいけないと思っております。

◆中西照典座長 ちょっとじゃあ上杉議員。

◆上杉栄一議員 今の田村議員の話を借りれば、要するにあの参考の中に第1号案の建設費概算は、免震構造とした場合で算出しているということでもあります。ですから上田議員の方で、じゃあ新第2庁舎についても設計段階で決定ということであるならば、その金額については、やはり同じように免震工法の積算ですりゃあええちゅうことです。それはそれでいいと思いますよ。

◆中西照典座長 じゃあちょっといいですか、あの、まとまりかけてる、ちょっと確認します。第2号案の方ですね、現本庁舎は免震工法。新第2庁舎は、設計段階で決定と。ただ積算は免震工法で出してますよと。いうことですね。その確認でいいですね。皆さんここは表現はいいですか。じゃあ、事務局さんのような表現に変えます。それから先ほどの、上田議員が言われた、200台の件ですね、400台、これについて庁舎整備局、意見、お願いします。

○亀屋愛樹庁舎整備局長 駐車場につきましては、400台というのは、当初、基礎調査の段階ではあがりました。これは公用車も含めて、400台ということでございました。ここの200台というのは、統計を取りまして、いわゆるマックス、いつの時点で何台ぐらい本庁舎と駅南庁舎、そういったもので必要なのかということで調べまして、これはあの来庁者の駐車台数。これがちょうど午前10時頃、一番多い時のをということで計算致しまして、200台で足りるということで、外来者、来庁者の駐車場としまして、屋外平面駐車場としては200台というもので弾き出したものでございます。

◆中西照典座長 考え方はそのようであります。ではですね、え。それに関してですか。そういう考えで、それで、はい。

◆上田孝春議員 そしたら、結局公用車は全くそこには置かんという考え方で、それでさっき言ったような形で、マックスで200あれば市民が来ても大丈夫だという考えで、ここのね、第1の場合は、なんぼですか。

◆中西照典座長 ちょっと確認してください。はい。そういうことで。

◆上田孝春議員 ですからその、ここのマックスを聞けばそれでいいけど、マックスを聞いたらね、やっぱりそこはマックスにここを合わせるべきだという。一応、いやいや、150台は、してあるけれども、その辺をね、やっぱし150台が多いのか、今までの来庁者のことによつてね、一応マックス150は、過去今までの慣例からして、これだけ必要だという認識をしてますからね。だからマックスを使わせていただきたいと思います。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 ここだけの来庁者であるなら、それは少なくともいいかも知らんけども、やはりここは市民会館があるわけでしてね、その市民会館の駐車場は全く別だから、それこそ、ほっとけという話にはならんわけですね。だからまあ、複合施設というような形からすればですね、市役所の駐車場は駐車場として使うんですけれども、例えば市民会館のそれこそ夜の催事であったり、休日の催事の時の駐車場の確保。これもやはり考えて、これは行政として考えておかなあかんし、我々もこの駐車場の問題については、ただ単に市役所の駐車場というそうい

った位置づけではなくして、やはり市民会館に来られる方のそういった利便も考えないけんというふうに思っております。

◆中西照典座長 はい。高見議員。

◆高見則夫議員 まああの、これは上田会長の方から提案され、150 台、一番最初の話からずっと来ておるわけですけど、これはね、我々お互いが協議しながらまあいるだろうなあということだね、来ておるわけです。それで地下か半地下と言っているわけですけども、ただね、今おっしゃったように、さっきこれは2、3回前の検討委員会に聞いたら127台だか、最高がって言っておりましたから、我々そう信じておるんですけどもこれはいろんな場合、例えば災害とかそういう場合はまた別、さらには市民会館とバッチングした場合は別と、いうことも考えなきゃいけないということであるわけですから、その在り方、駐車場の在り方も十分そういうことも考えて今いかなきゃいけないというふうに思っております。ただ、路面駐車については、先ほど最初にありましたように、この街路の関係の都市計画区域に入った部分には、自分家には、家ですから置くのは置いてもいいかも知れない。これは計画変更にならん以上は計画になって工事がされるまでは、置いてもいいかも知らんけども、それは、正規の駐車場というふうに計算することについては、行政としてはいかなんかなというふうに思いますので、当然、検討の中にきちっとした駐車の中に入れた方がいいと思う。

◆中西照典座長 出ましたか。ちょっとね。はいはい。だからまああの、とりあえず150っていうのは、いろいろな所で一番初めに考られて提案されたことだと思いますので。じゃあ、これは調べてね、しましょう。はい。それではですね、次はですね、建設費概算についての、先回、さまざまな考え方を上杉議員の方から出されました。で、これにつきまして、今、当初のこれはまあ、いわゆる結が出された、当初の私案から、この間の上田議員が修正という言い方はあれですけども、変更されて出された案があります。そういう関係で、そこ、まずできれば、上田議員の方から今までのさまざまな検討を含めてですね、どのような方向で考えられてるかというお話をして頂ければと思います。はい。

◆上田孝春議員 基本的にはね、私は最初出した提案と、変わってないというふうに思っております。それは、変わっておるのは、増築部分がね、その地下1階で地上5階という形になったということで若干変わってりますけれども、これはこの前も申し上げましたように、地下1階、これは駐車場でしっかりと計算しておりますし、それから地上5階になった部分、これは面積は3,650。という形で、基本的には、延べ床面積は変更しておりませんからね、ただ、4階が5階になったというだけのことであって、ですから、基本的には、最初から申し上げましたように、ここの現本庁舎の免震、一部設備の改修、給排水、それは変わっておりません。それでまあ、等を入れたところありますね。設備のところに、給排水の等。という形で入れた部分についてはね、これは、後から出た問題で、これはなんぼになるかということは、建築基準法で、しっかりと図面を書いて、建築基準法にどの部分が改修せないけんかと、いうことが出てませんからね。これはこれで、私は決定した後で数字を入れるべきだというふうに思ってますからね。基本的には、さっき言ったように現本庁舎の免震一部改修、それから一部増築の部分の、3,650は変わっておりませんし、それから半地下の地下、2,500は変わっておりませんのでね、最初

の出した 20 億弱の数字は変わってないというふうに思っておりますから、これでいけると。いう思いがしております。そういった関係でこれはこれで今まで議論してきとりますけども、それなりの建築家が出しておる数字ですからね、概算としての 1 号議案の概算、概算の考え方でいくとコンクリートになってないもんですけどね、これだけのものを建てるという概算に、金額に対してはこれで十分だというふうに思っております。

◆**中西照典座長** ちょっとね、素朴な疑問ですが、この地下駐車場 2,500 とありますが、今の新第 2 庁舎の下までですね、されるとなると駐車場の面積が広がるように私は思うんですが、どうなんですかね。つまり、その今の地下の新第 2 庁舎の地下もまあ半地下の駐車場、その面積が 2,500 より増えるというふうにこの間からちょっと、その辺のところを考えは、上田議員どうですか。

◆**上田孝春議員** これもまああの、あれですけれども、さっき言ったように増えるとか細かい設定をして。

◆**中西照典座長** 多い時にはどうなんですかっていう。

◆**上田孝春議員** だから 2,500 という 1 つの考え方でいっています。計算は。うん。

◆**中西照典座長** あのね、この間、地下部分は、700 なんぼか増やして 4,000 幾らにしましたよね。その地下部分だけは少なくとも駐車場の面積が増えるんじゃないですかという。

◆**上田孝春議員** いや、ですからここに誤解があったという形で最初に申し上げます。当初から地下を含めての案ですからね、考え方は変わってないですよ。

◆**中西照典座長** いや、2,500 の中に今の新第 2 庁舎の面積の中に入ってたっていうことですか。そうするとこの、地籍図出ささせていただきましたよね。これね。これでいうと、現在の駐車場とそれから、今、砂利の方、それから、中の道ですね、まあこれ合わせると 3,100 程あるんですが、その辺のところに、今言っとられる 2,500 との、ちょっと私としては大きな隔たりがあるように思われるんです。その辺ちょっと、素朴な疑問としてお聞きします。

◆**上田孝春議員** だからこれはあれだがな。(聞き取り不能)ですからこの辺は、2,500 と言うのは、(聞き取り不能)、その辺の基本的な部分です。900 と、道路部分に、280、1800、それに 2900 ですね。

(聞き取り不能部分あり)

◆**中西照典座長** これ全部、皆さん、計算すると、道路部分も含めてね、3,100 ありますね。それからこの間の、4380 となっているから。うん、だから、新第 2 庁舎に 4,380 なりますから。それから当初、引く、3650 を引くとですね、730 が増えています。3,650 だったでしょ。はじめ。

◆**上杉栄一議員** ちょっと数字確認ですけれども、4 階、当初 4 階、3,650、5 階建てにしたと。5 階建てにすれば、床面積は狭くなる。確か 600 幾らだったと思うんだけど、630 かいな。ということは、要するに、駐車場、新第 2 庁舎の地下が 630 の、その駐車場が確保できると。それと後が 2,500 だから、1,900 か、2,500 にすれば。うん、1,900 という形のもんになるんだけど、まあそういう計算にたぶんなるじゃないかなと思うんですけど。要するに新第 2 庁舎以外で今のアスファルト、それから、ここの道路の分を含めて、1,900 平米の半地下の駐車場を

設けるという、そういう計算にたぶんなと思うですけどね。けどまあ、それは、2,500 という形でそれでいいのかどうなのか、まあ、取りかたによるでしょうけれども、これでゆっくり取れるもんなのか、まあ取れればそれはいいですし、もしかあの、もう少しその 100 台を 100 台、その 2,500 で半地下で 100 台確保できるかどうかということもありますんで、もし、100 台確保できるんだったらもう少し、増やしていくという方法もあるだし。

◆中西照典座長 はい。上田議員。はい。

◆上田孝春議員 いや、その辺のね、しっかりとした図面を書いてからでも、対応できるんじゃないかな。うん。それでいいじゃないかな。と思うです。

◆中西照典座長 はい。高見議員。

◆高見則夫議員 あの地下のやつで、半地下駐の関係、それからあの、今 5 階の一番下に駐車と、いうことになった場合の、建築の一体性っていうのかな、これをこれ、これをこれでいいのか、地下は地下でまとめてしまうということになると、面積の関係はどういうふうになるんかいなあと思ってね。

◆中西照典座長 ちょっと、はい。上杉議員。

◆上杉栄一議員 あの具体的な話なんですけども、さっき上田議員の方から 20 億で、できるんだということですけども。まあ、改めてこれの中で、今まで議論した中でまずあの設計費がこれの中に入っていないわね、設計費。これがあのこの間、あがってきた玉井先生に聞くと 3 億 2000 万ぐらいかかるっていう話だったんですけども、いずれにしても何億かかるか知らんけれどもこれが入ってない。それからもう 1 点は、先ほど言った建築基準法の関係から増築という格好になった場合に、そのプラスの経費が掛かって補修の経費っていうかね、改修の経費が掛かってくるでしょう。それからあの先ほど言ったエネルギー棟の問題が出たわけですけども、本当にあの、ここに下に地下に機械を置いたまんま、それこそ工事を進めて執務をしながらっていうことが可能かどうかって話なんですわ。これはこないだ前田専門監のほうでは、これは無理だと。ですから一旦機械を外に出して、そちらの方に移した形で機械を設置をして、それから電源を確保してからでないと工事に入れないと。これはこの間、山本浩三先生もその話は今コンパクトになったから、コンパクトの機械で地下に入る。それはそれとしてですけどもね。本当に工事をしながら機械を使いながら執務をしながら工事ができるかっていうことは、大変私は疑問に思ってるんです。先ほど、裾野市の話もしましたが裾野市も同じように地下に機械室があって、それを工事の前に移して 1 ヶ月半かかって、で、確か上だったと思いますけども調べたところは、そこに機械室を作って、それで通電をしてから工事に掛かったと。ですから上田議員が言っておられる、地下に機械を置いたまんま、それはあの裾野市の場合を見てみると、要するに柱に補強をしとるわけですからね、補強をした形で中を切って中層免震にしていると、あのゴムを入れて。そうなってくると、たちまちその辺りで工事ができないじゃない、工事じゃなしに、その通電をしながらっていうことはまず無理じゃないかと。それでこの間の話でなんか、1 ヶ月半なり 2 ヶ月掛かるとその工事に。てなるとその経費、その費用もここの中に入るんじゃないかというふうに思ったりします。それからもう 1 点は、重要度係数の 1.5 倍ということがあがあるわけですし、特にこの公共建物については、一般の建物よりも 1.5

倍のそういった強度を作らないけんということになれば、この出てきてる数字がよその市庁舎の建設費等々すると、平米単価がだいたい30万ぐらいであげておられると、それでまあ、平米単価130万でだいたい100万というかっこうで、坪単価100万ぐらいでしてるんですけども、今この80万という数字が、これが本当に民間の一般の建物であればそれはそれでできるんじゃないかと思いますけれども、この市役所であったり、そういった公共の建物の場合の重要度係数をどういうふうに見ておられるか、その辺りの議論だというふうに思っております。この私は、いろいろなこの、重要度係数と設計費とそれからエネルギー棟とエネルギーの補充の問題、それからあのここの現庁舎の基準について、新たな改修というか、そのあたりの物がこの分に加えてくる、というふうに思っております。

◆中西照典座長　そうですね。それで今、上田議員から一応、金額的な提示がありました。それについて、他の方にですね、金額的なもしも考え方として意見があれば、ちょっとお聞きしますけれども。あくまで上田議員が示されたところからいくのか、いやそうじゃなしに、わしはこう思うっていう意見があれば。金額的にね、どういうふうに考えるのがいいのかっていうのがあれば、建設費の概算についてのところであります。はい。高見議員。

◆高見則夫議員　あの、先ほどから上田会長のほうは、20億っていう、とにかくするんだという意気込みが非常にまあ、いい意気込みであるわけです。ただね、今言うようにいろんな駐車場の問題もあり、エネルギー棟の問題もあったり、それから強度の問題もあったりするわけですから、その辺はやっぱり、そうだなあということで考えながら、20億、やっぱり若干なり、若干にしましょうか、考え方を修正しなければ、上田さん、その辺は議論が進まんのではないでしょう。ある程度、そのような意見についても耳を傾けられた方がいいと思いますよ。

◆中西照典座長　田村議員。

◆田村繁巳議員　先ほどからいろいろ出ております。やはりあの、今回の20億の部分。まずは設計費用が含まれていないっていうことが一つと。それと、増築っていう考え方によって新たな費用が、建築基準法に照らし合わせての話ですが、これがはっきりどのぐらいっていうのは、ちょっとわかりませんがこれが発生するということ。それとエネルギー棟が本当でそのままの状況でできるのか上田さんの言われてることと専門監の言われてることが相違があるんで、この辺は、しっかりした考え方を持たないと大きな工事そのものが、工期にも繋がるんですが、できないということ。それと工事期間の駐車場の確保のことについても、一度ちょっと議論しとかなないと、本当で今の状況の中で来庁者迎えて、工事が可能なかどうなのかっていうところですね。それによるとその考え方によって、新たな仮庁舎のことも出てきたりもしますんで、この辺をきっちりと整理しとかんといけんと思ってます。

◆中西照典座長　高見議員

◆高見則夫議員　あの上杉さんの方から、その話が出まして、私達も漏れ聞くっちゃうんか、聞いた情報によりますと、やはりあのエネルギー棟の関係の各施設は、屋上なり、その他の空間に持って行ったということがあります。その間、2ヶ月かかるということであります。しかし、我々今、議論しとるんはもう何年も掛かる話じゃないわけで、目の前に来ている話。目の前っていうと、特例債を活用するということになるわけでありますからやはりその辺の、何と言ひ

ましようか、進め方についても考えて行かなければ、他の都市を丸々参考にするという場面は、鳥取市の場合は、若干違う場合も出てくるということについては、考えておかなきゃいけないと思ってます。

◆中西照典座長 上杉議員の分についてお願いします。

◆上田孝春議員 さっき 20 億は、今までの工事概要についてのものだという形で申し上げたです。確かにその設計費の問題はね、当然掛かるでしょう。それで何億もという話がありますけどね、これは僕はかからない。だいたい設計管理は、全体の工事費の 3.5%か、ぐらいなもので来ますからね。こちらのほうの 1 号議案に対しても一緒ですわ。74 億 8,000 万に対して設計管理費 2 億 7000 万。これ弾いて頂ければいいと思いますけど、4%も無いぐらい 3.何%ぐらいに来ますからね。だいたいこの設計管理というものはどの案件についても、だいたい 3%か 4%ぐらいなものが設計管理費だというふうに私は認識をしています。それからエネルギー棟の問題がありましたけどね。これはもうそれぞれの考え方だというふうに思います。前田専門監は専門監の考え方であるし、いや、僕は我々の考え方は、それで出来るという認識をしています。切替えを仮に、今の機械がダメだという形になって判断をしてするであればね、あの山本浩三さんが、今のままでいくというひとつの考え方で来ますからね、今のままで。それで山本さんが確か話をされとるんは、よくわかりませんが内容は、仮に変えるとしたら今頃コンパクトなとるから、切り替えるのにはね、3 日ぐらいあれば、できるというあれをしていますからね。だから、いや新しい物と切り替える場合ですよ。ですから今の機械がダメだという形で新しい物をするというふうに想定をした時にね、新しい物を設置をして切り替える部分は、3 日程度でだいたい出来るという専門家は、それなりの専門家は言っていますからね。それなりで、やはり 3 日間のちゅうことになれば、連休とか休みとかそういった時期をもって切り替えをすればいいというふうに私は聞いております。それから、強度の問題です。強度の問題。これは、前田専門監、一般の建物より強度を公共物は、仮に普通の建物は、仮にですよ、僕もあまりよくわからんけれどもね、コンクリートのはい筋にせよ、それから鉄筋にせよ、それからコンクリートにせよ、1.5 倍の物を作らないけんということなんですか。公共物を。

◆中西照典座長 はい、じゃちょっと今聞きましょう。

◆上田孝春議員 それでさっきあの、田村さんの方から、いろいろと具体的なね、これを仕事をする上での具体的な話も出ております。駐車場の問題だとか、仮庁舎の問題。ね、そういったあれがあるという形に、当然、工事をすればどっかに駐車場をすればいい。それは知恵を出せばいいと思います。考え方ですがな、工事によって、ね。まあ 1 つの考え方とすれば、まあわしがそこまで申し上げるか、どうかは別として何ぼでも方法はありますよこれは。それから仮庁舎の問題です。仮庁舎の問題もまあ、たぶん 2 階部分を解体することになったら、そこで執務をしとってどうかという話もあると思います。これなんかでも、いろいろ方法がありますよ。仮庁舎をわざわざ建てなくても、それなり知恵を出せばありますよ。仮にです。

(発言するものあり)

◆中西照典座長 ちょとまってください。人がしゃべられる時に。

◆上田孝春議員 ですからね、仮庁舎でもいろいろ方法があるけど、どういった方法かっていう

こと。わざわざ仮庁舎を建てんでもですよ、どっかに行ってすればいいですよ。どっかって言ったらまた、どこだいやって言われるかも知らんけどもね、駅南の地下があるでしょうがな、一時的なあそこを、わざわざ大きな金掛けてね、仮庁舎建てる必要ないですよ。そこに移転をしてかってやればいい、済む話ですよ、そんなね、具体的などこまでこの今の中でね議論をする必要はないと思うです。決まった時点でそれをやればいいという思いがしております。ですから前田専門監に聞いておりますようにね、重要度係数はね、どうなるのか。これはね、非常に大きな問題ですよ。一般市民も聞いてますよ。一般市民も。いやいやいや、一般市民も聞いてますからね、一般の建物より重要度係数上げて公共物は、設計も一般のものよりも、1.25 だとか 1.5 倍の物を作るというふうな形でね、市民は受け止めたらね、今までの公共事業どうだったかということまでの結局議論になってきますからね、大変大事な問題なんですよ。

◆中西照典座長 わかりました。

◆上田孝春議員 その辺を含めて。

◆中西照典座長 いいですか。はい、じゃあ、その点について前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。今あの重要度係数のご質問がございましたけども、重要度係数とは建物の設計時に地震力を割ります係数でございます。建物の用途によって大地震時に要求される性能は異なります。一般の建物は、大地震時に損傷を受けるものの、倒壊はせずに人命を守ることを設計目標としております。一方、防災拠点やデータセンターなどは大地震後も機能を保持することが求められます。このような建物では、構造体だけでなく、設備機器も合わせて軽微な損傷に留める必要がございます。このために一般の建物より、設計時の地震力を割ります必要があつて、用途に応じて割ります係数を重要度係数と呼びます。例えば、官庁施設の総合耐震計画基準では、構造体は1類2類3類に分かれておりますけども、重要度係数は、これによって1類1.5、2類1.25、3類1.0ということで、先日のお話ですと、学校は1.25を使っていたということですが、庁舎等防災拠点となるものについては、1.5は必要ではないかというふうに思います。以上です。

◆中西照典座長 よろしいですか。上田議員。はいじゃあ上田議員。

◆上田孝春議員 それは絶対にやらなくてはならない問題なんですか。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 法的にじゃあやらなければならないとか、そういうことはございません。

◆中西照典座長 それではですね、ちょっと。

◆上田孝春議員 はい。わかりました。

◆中西照典座長 上杉議員。はい。

◆上杉栄一議員 法的にやらなくてもいいから、やらなくてもいいということではないというふうに思います。それ学校だって今1.25、これ1.25でやってるわけでしてね。じゃあ小学校や中学校は、それからあれは普通の建物と一緒にええかっていう議論にはならんというふうに思います。だからやはり、これは市庁舎にしたって同じ事であつてね、法的に問題はないから安ければええ、学校も安ければええという話じゃないわけでして、これはやっぱり人命の問題。

それからもう1点、さっきのね、エネルギー棟の問題で、3日でできるっていう話をしておられたけどもこの間の話で3日ではできないと、要するに地下の機械室に機械を入れ替えるにしても、それは3日でできるっていうのは、あらかじめエネルギー棟を作って、そこに接続するのに3日ということでもありますんで、要するに地下の機械室から機械を撤去をして、新たな機械をそこに搬入して、それで設置をしているんな調整をする中で、それで接続というふうにすれば3日ということです。ですから、1.5ヶ月は、要するにそこで中で変えるのであるならば、1ヶ月半なり2ヶ月はこの庁舎の機能は麻痺する。そうなれば必然的に仮庁舎なり、そういったもんを作らないけんちゅう話になるわけです。

◆**中西照典座長** さまざまですね、疑問なり意見が出ております。上田議員を攻めるわけじゃないですけど一応提案されてますんで、疑問に関してはそれぞれ、重大な疑問に関しては今、こういうふうに質問させていただいてるところであります。で、その他にですね、僕が言いたいのは、上田議員が出された金額、これは従来と変わりませんよということですが、先ほど、設計の問題とかがいわゆる設備にしても当初よりもいわゆる増築であれば必要な設備をせんといけなとか、さまざまあれ出てきました。それで、どうも他に金額を示すというような意見ないようですが、上田議員としてはだいたい今の話をして、難しいでしょうけど、金額ということは、だいたいどのぐらいとかという、これ約になるでしょうけどね、そういうことが、1つのこれから皆さんの意見をまとめていく上での目安としてですね、ここの目安として示して頂けますかね。それを集約していく中で、その目安というものを皆さんで検討して頂けたらと私は思うわけですけどどうでしょう。ちょっと待ってください。それに関して、はい。じゃあ高見議員。

◆**高見則夫議員** はい。先ほどの重要度係数の問題。非常に大事な問題だと思います。ですからこれから積算をどうのこうのという部分の中に入るわけですけども、20億という1つの金額を基準ちゅうんか、想定しておるわけですけども。しかしね、今のような問題は本当に大事なことだと思いますよ。ですから、これは50年使っていこうというもんですから、これから50年使っていこう。さらには業務をしながら仕事をするということも大事なことです。だから今の論理では、仮設を作らんと、作る作らんはまたこれ別個の話なんですけども、仕事をしながら工事をする。これ果たして、市民サービスが2年間、2年なんぼの間は、いいのかどうかっていうことについてね、十分考えておかないと、今のこのただ固まったようなコンクリートの中の単価で、これ進めようということについては、私は如何なもんと思いますんで、これはもう、(聞き取り不能) 当然考えなきゃいけない。特に重要度係数についても入れなきゃいけない。それから、庁舎については想定はもうわかっているわけですから、仕事をしながらっていうことはわかっているわけですから、やっぱり当然仮設等についても必要最小限は考えなきゃいけない。エネルギー棟の問題についても考えなきゃ、この3つぐらいは大きな問題ですから当然だと思います。それからもうひとつ言っておきます。地下の問題の駐車場の問題ね。これを接続するかしないか、これも大きな問題だと思いますので、その辺も含めたやっぱり積算は考えなきゃいけない。このように思っております。

◆**中西照典座長** ちょっと、上田委員、まあ私が先ほどのことの、ちょっと答えていただいて、

どうでしょう。

◆上田孝春議員 金額ねえ、はい、はい。私はね、私はもう、示した 20 億にプラス、幾らするかという話は、設計管理費、これを 4 %。多めに含んで 4 %。っていう 20 億に対する 4 %。8,000 万。その考えかたであるということ。それと重要度係数の問題が出ております。公共施設は、1.25 だとか 1.5 と、いうふうな話が出ております。これはね、そういったことを本当に市が考えておるのであれば、そういったものを作らないけん。そういったところで役所の仕事をせないけんという考え方であるのであれば、第 2 庁舎、今現在、第 2 庁舎がありますね。あれ明治かどっかのビル買った。さらには、駅南庁舎。駅南庁舎買った。それから、どっかあっちの方にある、NTTの方になんか、やはり民間のね、民間の施設を行政が求めて、そこで仕事をやっておるでしょう。言っておることと、実際やっておることが違うということを指摘しておきたいんですよ。重要度係数で必要だと、これだけのもん作らないけん。そういった中で仕事せないけん。そういつている反面ね、なぜ民間の施設を買うんですか。民間の建てた施設をなぜそこでね、それを買ってなぜそこで役所が仕事をするんですか。そういったことを大事にするのであれば、民間の施設を買う必要もないし、買われんがな。買うことができないでしょ。一方でそうしておきながらね、ここに矛盾があるんじゃないですか。そのことを申し上げておきたいというふうに思いますし、それからエネルギー棟の問題もいろいろありますけども、それは工法や考え方でなんぼでも私はできると思っております。この議論をね、やっておったら、なかなか難しい話になりますわ。

◆中西照典座長 はい。庁舎整備局長。

○亀屋愛樹庁舎整備局長 この官庁施設に求められる先ほどの対応、耐震性能ということで説明させていただきました。これにつきましては、1.5 というのは、災害対策の指揮、情報伝達、こういったものを機能発揮できる施設ということで、これはうたっておりますので、まさに、本庁舎、第 2 庁舎、まあ今度ですけども、これは災害対策の基本となる指揮命令を行う施設として整備するという意味で 1.5 ということは示しておるわけです。それで、他の施設につきましても、当然、耐震診断を行いましてその耐震性能は高めていくということにつきましては、不足してる部分については、現在やっておりますので、そのことは問題ないと思います。それともうひとつ、先ほどの駐車場の利用の件でございますけども、これはあの、本庁舎につきましては、ピーク 3 月の多い時で計算しまして、88 台、90 台弱ということで出ております。

◆中西照典座長 上田議員。はい。

◆上田孝春議員 亀屋さんの方からね、本庁舎は災害対策とかそういったものの拠点になつとるゆう形で、大事だとうう話はありましたよ。当初ね、合併した時に、駅南庁舎を求めた時にね、あそこで災害対策本部をするんだと、あそこでやるんだと、そこまで考えてね、駅南庁舎を求めたんですよ。民間の施設であれ、ねえ。じゃあ、あそこにそういった考え方でした時にね、どういった考え方で、あれ求めたんですか。

◆中西照典座長 皆さんありますが、じゃあ、亀屋さん。

○亀屋愛樹庁舎整備局長 はい。駅南庁舎につきましても、災害対策本部の代替施設として位置付けると、いうことでそれはもう、上田議員もご存知の通り、これは代替施設として、これは

耐震性能も基準をクリアしとりますので、そういう意味合いで、取得したものでございます。

◆中西照典座長 はい。上田議員。はい。

◆上田孝春議員 あのね、こうやっていちいちね、議論すればね、いろいろと厳しい議論をしていかなきゃいけないですよ。じゃああの建物はね、さっき重要度係数が出て、1.5 倍の施設になっとるんですか。

◆中西照典座長 はい。亀屋局長。

○亀屋愛樹庁舎整備局長 あの重要度係数の上からいきますと、市有施設として取得した段階では、なっておりません。はい。ただ、耐震性については、診断上はクリアになるわけですね。

◆中西照典座長 ちょっと、この議論は、ちょっと置きます。で、まあ、置きます。ちょっと待って下さい。いろいろありますけど今ちょっとまとめておきたいのは、上田議員が言われたのは、20 億プラス 8,000 万。ね、れに、要は、はっきりしないけども、若干のちゅう話でしょうけども、そのいわゆる設備のね。上乘せ部分が増築になれば、可能性があるよということでしょう。どうですか。ちょっとその辺のところ。はい。数値的な所はだいたい。はい。

◆上田孝春議員 それはね、いろいろとまた、議論がね、噛み合わん問題になるけれど、私はあのさっきもあの、この対比表を確認した時にね、設備、えっと、どっかそこまで行っとったのかな。あの概要のところにね、設備で空調給排水というところで、ここ等付けたでしょ。等。これは私もね提案したものに対して、一步譲ったとか、譲らんとかいう問題ではないですがな。ね。

◆中西照典座長 問題ではないですね。はい。

◆上田孝春議員 ですからこれは、この問題を議論する中で、やはり、前田専門監の方からこちらを耐震補強して、一部増築するということになれば、やはり建築基準法でこういった部分は、問題になる点は、やっぱり改修せないけんというひとつのね、話があったからこれは、当然やむを得ないことだなあと、いう判断のもとで、これ等を入れたわけですよ。ですから、この部分がね、幾らかかるかちゅうことはね、最低、僕はこの部分だけしか了解して、了解というか、あれしてませんからね、ここにかかるのはね、どれだけの金がかかるかちゅうことは、これはわからんという今現在、計算するちゅうか数字をあげるわけにはならんわけです。ですから、この部分は当然、決まった時点で考えればいいという、私は思いです。提案した部分に対しては、あくまで提案した部分だけの数字で、さっき言った 20 億と 8,000 万が、これが考え方です。

◆中西照典座長 ちょっと、上杉議員。はい。

◆上杉栄一議員 重要度係数は無視して、数字でいいんじゃないか、ということであるならば、第 1 号案について 74.8 億円ていうのは、これ重要度係数を入れた形での積み上げになっとるわけですし、悪く言やあ、これ議論じゃない。そういった場合には、公平公正にはならんわけですね。2 号議案は重要度係数は入れない。こちらが入っとるちゅうことになると、坪単価の話になっちゃうわけね、坪単価の話で変わってくるわけですね。だから、公平公正からすると、それ公平公正に関する、欠くことに私はなるといふふうに思う。それからもう 1 点はね、さっき上田議員の方から、これから出てくるものについてはいろいろ考えりゃいいじゃないかということけども、追加工事がどんどんどんどん出てきて、当初 20 億であったものがいろん

なものが出てくる可能性がもちろんあるわけで、それはその時には、それはその時に考えりやええっていうのはね、逆に言えば我々は市民に対して、この数字であったものが実際にこれかかってみたらいろんなことが出てきて、結果としてはどんどん膨らんで来るってゆうことがあってはならんわけですしね、だからそのことがあるもんだから、もう少しちょっと精査した数字でないとダメだということなんです。

◆中西照典座長 えっとね、数字が固まる中でそれぞれの思いがあります。ちょっと先ほどの回答だと思います。はい。どうぞ。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 あ、少し補足させていただきます。重要度係数のお話ですが、免震をやった場合には、1.5 相当あると。ですから、免震を採用すれば、重要度係数は、1.5 に相当するというふうに私は思っております。以上です。

◆中西照典座長 はい。それでですね、それでちょっと待って下さい。今、上田議員から具体的な数字が、これでいきたいという数字がありました。他の方からの数字というものは、具体的に示されておりません。これはじゃあ、田村議員。はい。

◆田村繁巳議員 先ほど、設計費用が、3%から4%で8,000万だと、で、県の事務所協会は3億2千万。あの、何が本当なのかようわからんという。だいたいあのこれはどういう考え方で、だいたい%でいいのか、3%、4%でいいのか、難易度の問題があるのか、この辺はだいたいのようにお考えなのか、専門監もし、これだけ隔たりがあるとですね、8,000万ああそうですか、というような話にもならんと思うんですが、如何でしょうか。

◆中西照典座長 はい。考え方をちょっとお願いします。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。考え方ということですが、国土交通省の告示15号、というものが新たに出来ました。これに基づいて、そこに時間数で延べ時間がどれぐらいかかるんだっていう算式表がございます。それに基づいて設計料は算出すると、いうふうにお考え頂ければいいと思います。以上です。

◆中西照典座長 はい。上田議員。

◆上田孝春議員 もうちょっとわかり易く言えや、わかりやすく。そんな、時間だなんだ、普通、ごく一般にね、工事費の何%ぐらいが管理費になっとるか、それを言ってもらったら一番わかり易いだが。今、役所がいろいろと設計しとるでしょうがな、設計管理費が、ちゃんとそれ。

◆中西照典座長 上田さんそこまで、はい。じゃあ今、上田議員の質問から。はい。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 申し訳ございません。その何%っていうのは把握しておりません。あの以前はですね、告示の1206っていう、算定式があったんですけども、それを大幅に見直して、今は告示15号というので、算定しますものでそれで、約何%になるかってのは把握は致しておりません。

◆中西照典座長 はい。上田議員。

◆上田孝春議員 あのね、前田専門監自身がね、長いことね、市のその専門部分でやってきて、設計をして発注をして、何十件、何百件という物件を出しておりながらね、だいたいさっき言ったようにね、僕が言った、だいたい3%か4%ぐらいのものが設計管理費というふうに言っとる。そこをわかりませんてのは、そんなあれじゃあ専門監だめだでえ。

◆中西照典座長 はい。前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。あのまず第一に免震をする場合のその設計料っていうのが、どれくらい掛かるかっていうのが、先ほどの告示 15 号にもないんですね。いわゆる、新築したりとか増築したりする時には、これはきちっとはじけます。ただ免震を設計するのにいろんな振動特性であるとか含めてどれくらいかかるかってのはね、これわからないんですよ。ですから私は、わかりませんというふうに申し上げました。

◆中西照典座長 じゃ、上田さん。

◆上田孝春議員 今、免震の事言うけど、免震でない分のはっきりいって、普通のごく一般の、まあ前田専門監はね、今まで免震に関わったことがないから、それを言われりゃあ、あれだけどね、ごく一般の普通の構造物の物を建てる場合のね、学校だとか、どっかの公共物を建てる時にね、そういったものの事例でいいですよ。それは。

◆中西照典座長 あの、ちょっといいですか。これね、数字はたぶんこれは、私はちょっと私は、結局その庁舎の、一応、請負金額というか、金額にパーセントをかけてるってのは、でしょ。ですから、たぶん建築事務所協会から帰ってきたこの第 3 庁舎はですね、12 億 9,800 だったわけです。それから、上田議員が示されとるのは、8 億 7,600 という。ここに対してのパーセントを掛けたらそうなるという。

◆上田孝春議員 いやいや。

◆中西照典座長 じゃあないんですか。はい。

◆上田孝春議員 あのね、僕は単純に言ってますから、だから今さっき言ったように 20 億の数字出しとるからね。その 3.5%から 4%でいいと、いう判断。それで 1 号議案もね、1 号議案に対してもですわ。74 億 8,000 万にね、設計管理費、これは、免震も基準に入れてという考え方なんです。ここに出とる数字がね、僕は合わしとるんですよ。これは、そういった根拠で出しとるんですからな。これをするると 3.5%から 4%弱なんです。それがね、今回出てきたね、設計事務所協会の方から出てくるね、管理費が 3 億なんぼっちゃうなん、そんな出鱈目な、というか、僕に言わせればだよ、大変失礼な言い方なるけど、そういった数字が出てくること自体が、私はどういった数字が出てきておるかちゅう事がね、私は不信ですね。納得できませんねこれ。ですから、ここに第 1 号議案にある 74 億 8,000 万、この数字に合う数字であれば、私は設計管理費は十分だと思ってますよ。それが正当な数字だと思ってますよ。

◆中西照典座長 ということで、上田議員は、20 億になんぼ掛けたって、掛けて今の 8,000 万が出たと。それは考え方はそういう考え方です、ということですね。だから、それに対して、田村議員が言われたけども、基礎である数字が違うっちゅうことでしょうかね。はい。高見議員。

◆高見則夫議員 あのまあねえ、この積算の段階になったらいろんな課題が出て来ますわね、その課題が今まで何日もかかってたくさんの課題を出しておるわけですから。それでそれはそれとして、とにかく、今、設計管理費だけ入れれば、とにかく納得できるというふうなことではね、私はこれからの正常な建設の段階になっていかなと思う。ついてはね、何ていんでしょうか、今のような重要度の問題も含めて、それから地下の問題もあつたりするわけですから、総合的に物を考えないけんわけですから、あくまでも当初出してる数字をオーバーするといひましょ

うかね。見直しっちゅうんか、それ当然やらなきゃいけないと思いますよ。だから今、我々考
えとるのは、20 億を今検討しとるわけですから、だから人が出してる数字が、良いとか悪いと
かじゃなしに、当然我々は、それを参考にするような、あれがなけりゃいけないと思います
よ。この検討会の中にはね。あんた達は、どのように思う。

◆中西照典座長 じゃ、副座長。はい。

◆下村佳弘副座長 いずれにしても、なかなか検証のできない数字であることということ、それが
為に、こういった議論になつとるんだと思うんですけど例えばですね、設計費の問題も出とる
んですけど、設計も工事費が 20 億円ならまあ、それでいいと思うんですけど、高くなれば高く
なるということだろうと思います。例えば免震の問題にしてもですね、上田さん、補強なしで
免震はできるというふうにまあ言っておられるわけですね。しかしあの事務所協会の方は、補
強が必要だと。補強しないと持たないと言っておられる。確かに補強しないでもできた事例っ
ていうのは、あるんでしょうけども、協会の方で現場を見てそういうふうな判断をされたとい
うことで、かなりくい違いがあるわけです。それに伴って機械をどうするか、駐車場をどうす
るかっていう問題もあるわけですけども、そういった認識をですね、一緒にしないと一緒って
いうか、みんなが一緒にないとなかなか金額の議論には、入れんのじゃないかというふうに思
うんですね。だからその辺のところをひとつずつクリアしていくような進め方がいいんじゃない
かと思いますね。だから認識というものを一緒にするというのが、必要だというふうに思
います。

◆中西照典座長 これはね、最初から言ってますように、この認識がなかなか一緒にならないか
らここまで来てるんであります。これ認識をもう一回ひとつずつとなると、また初めからやり
直しというふうなことになりますんで、私が今提案しているのは、その結から出されたものを
中心にしてみましたから、こうゆうふうに上田議員に出していただきました。それは 20 億とそれ
から設計費 8,000 万だと、いうことでしたね。で、このことについてですね、時間が早いです
けども私は一旦休憩します。これは、非常に大きな問題ですので、各会派にやはり持ち帰って
いただいてですね、これはどうするかということ。で、このままですね、ずるずるとどうな
るか知らんけども、時間が経ってですね、条例案が成立しないということは非常にこれは、市
民の方に対してですね、申し訳ない。責任がっていうことですので、それはなかなかね、皆が
これで行こうってね、これは現実にはありません。やはりこれは皆さんの中でどういうふうな決
着をつけるかっていうのは、これから進めていただきたいと思います。ちょっと早いですけど
も、休憩されて、それから工期の問題も当然出てきますので、この方についてもしていただき
たいと思います。それぞれ思いがありますし、進め方にそれありますけどもそのことを持ち帰
っていただいてですね、1 時ですね、1 時にもう一度開いていただいて行きたいと思います。
それじゃあ角谷さん。はい。

◆角谷敏男議員 あの休憩に入る前にいろいろ議論があつとるから、ちょっと確認なんだけど、
いろいろ問題を指摘されるんだけど、結局、最後なんか上杉議員も言われたし、高見さんもま
あ言われたんだけど。まずいろいろ課題があるということで、総合的に見直しを、金額の見直
しをせんといけんじゃないかということで、認識を一つについては、座長がそれはなかなか難

しいとずるずる行ったらいけんと、おっしゃるんだけど、前からいってるんだけど、その本当に専門家が我々おらん中で、問題点指摘したとしてもどうやってその説明するんかいなあと、いうことも含めてね、ちょっと、あの。

◆**中西照典座長** ちょっとね、すみません。角谷さんにちょっと言いたい。角谷さんあの。

◆**角谷敏男議員** それで議長に尋ねたいのは、休憩中にもういっぺん、何をね、そういう意見があるんだけど何を相談してくればいいんですか。

◆**中西照典座長** 私は上田議員から示された、20億8,000万ですか。この金額を示されたのは今、金額的にはありました。それに至るまでいろんな議論があります。それぞれの言われたように、さまざまの問題があるわけですが上田議員はそれで出来るという。それから、その時に設計段階でという話もありました。そういう話の中で20億8,000万という数字が示されましたので、これを元にですね、皆さんそれぞれ考え方があることはもうよくわかってますけども、どういふうにこの数字というもの、つまり建設費の概算を第2号案としてしていくか、そのことを皆さんで、各会派に帰っていただいてどういうふうに思われるか。いいならいいですし、いやいや、そうじゃないなら、ない。それは、きちっと説明が出来る所で言うてください。まあ角谷さんが言われるように、皆素人ですんで、これを一つの案っていうのは、誰もが納得する案ってありませんけど、やはり、そのことがきちっと示されるような所で言うていただきたいと思います。それではですね、

◆**上田孝春議員** ちょっといいですか。

◆**中西照典座長** じゃあ、はいはい。上田議員。

◆**上田孝春議員** あの、さっき副座長の方から、免震に対して補強が入ったりという話もちょうとあったですね、設計事務所協会の方から帰ってきた物件。ね、そういったことでちょっと、話があつてね、そのことを言われるだったらちょっと私はね、私はもう、免震をして補強をするというこういったことは、ちょっと考えられんという思いがしてます。ですからね、この設計事務所協会の方がね、今まで免震設計をされた実績があるかどんなか。ちょっと確認してください。もうちょっとそこまで疑いたくなるっちゃうかね、ちょっとそういった思いがしてます。本来、本当にこの免震を設計すればね、補強を入れるというふうなことは、専門家としては、あり得ないというふうに私は個人的には思うんですよ。ね。それをね、免震をして補強するとブレスを入れるというふうなことはもう、何か専門家としてこういった考え方があるのかなと、正直言って信じられないところがあるんです。ですから県の設計事務所協会、さらには直接関わったこの精査に関わった方々の事務所で、こういった実績が免震をやったという実績を設計した、で、どこの物件をどういうふうにしたというふうなところをちょっと照会をしていただきたいというふうに思います。

◆**中西照典座長** ちょっとその上田さんの意見に対しまして私はですね、我々が正式に頼んだ、県の建築士事務所協会が責任を持って出されたレポートに対してですね、上田さんのいわれるようなことは、私はそれをこれから確認しようとは思っておりません。ですからこれは、お互いに素人がどうだということの中で、レポートが返ってるという厳然な事実が事実としてあるわけですから、そこが本当でしたぐらいしか、やっぱりそれなりにきちっと責任してあります。

それは、上田さんも言われるように、それは上田さんはそれは間違ってるんだ、あのいわゆる、ですからその中で、そこも含めて明らかにすべきだと思いますのでこのことはね、もうそれぞれありますから、副座長が言われたことに対してですか、このことは、ここでちょっと、だから、抑えてください。まあもう、それは。

◆上田孝春議員 これ大事な問題でね、成果品かどうかの問題にもなってくるんですよ。ですからね、あの実際そういった実績があるかどうなかつちゅう確認ぐらいされればいいじゃないかな、なぜこれが出来ないですか。

◆中西照典座長 えっとね、その事務局、ただ、それがかえって、事務局に対して、あの県の事務局協会を通してしますので、早急にはいきませんが、じゃあ。

○中村英夫市議会事務局長 はい。じゃあ、事務所協会を通じて照会を致します。

◆中西照典座長 じゃあ照会をするということで。はい。

◆上田孝春議員 それでね、時間がどうのこうのと言いますけどね、山本さんでもね、この前の件でも本当に急急にして回答もらったんですからね。やっぱり直接関わった設計事務所協会はね、そのくらいの対応、早急にやっていただきたいというふうに思います。

◆中西照典座長 ではそのように致します。では、ここです、休憩に入ります。再開は、1時とします。ですから先ほど提案したことをきちっと皆さんで各会派でご相談いただきますよう、よろしくお願い致します。

休憩（11：30～13：00）

◆中西照典座長 では時間が参りましたので、これより会議を再開させていただきます。先ほど休憩に入る前に上田議員の方から20億8,000万という数字を建設費の概算として、提案がありました。このことにつきましては、会派の方からさまざまな疑問が呈されているところであります。お持ち帰りになりまして、まずこの20億8,000万円という数字についての、それぞれの会派で1時間半という非常に短い時間でありましたが、話し合われたことについてそれぞれの会派から説明をお願いします。はじめに田村議員。

◆田村繁巳議員 先ほど設置管理費でのことについて質問をさせていただきました。8,000万ということでもありますけれども、ちょっと考え方とところでこの工期との関係はどうなのかということについて専門監の方にお聞きしたいと思います。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい。お答えします。告示15号に関しましては延べ時間数を出すときに、工期の長さが影響するというふうに認識をしております。以上です。

◆中西照典座長 工期は今の新しいことからすると関係があるということですね。それはそこまで。僕ちょっとはじめに休憩に入る前に県の事務所協会に問い合わせをという件がありました。それについての回答が来ていたようですので、読み上げてください。

○太田潤一市議会事務局調査係長 前半、ここでやりました協会に対する分の回答ですけれども、協会としての実績または協会員としての実績ということで、照会をかけましたところ、まず協会としてというところですが、協会としては今まで基本的に設計とか管理に関する業務につい

ては受託したことはない。ただ免震工法の設計等が必要となった場合につきましては、協会員及び当協会に関係のあるネットワーク、有識者を含むのですがそれを通じて対応すれば十分可能ができるというふうに考えているということでございます。あと協会員の実績、特に今回受託された方々のメンバーの中でどうのということがございましたけれども、協会会員の中で実績はありということですが、個別具体の会員名ならびに内容についてはお答えできないというふうに回答いただきました。以上です。

◆中西照典座長　そういうことです。では上田議員。

◆上田孝春議員　協会としてはそういったかたちの実績はないけれども、そういった案件があれば、連携を取ってネットワークを取って設計することはできるということで、実績はないということですね。その確認と、さらにその中、個人の設計の関係はできないという、そういった実績があるかないか。特に今回の業務委託にかかわった設計事務所の関係者がそういうものが実績があるかないかというぐらいな。あるというふうな肩書だけでも報告できんというふうに聞いて、それははっきりせんのだけど。

◆中西照典座長　もう一度報告を読んでください。

○太田潤一市議会事務局調査係長　協会会員の中に実績のある社はあると。ただどこであるとかどういった内容という個別具体の会員名とか内容については、お答えできないという回答でした。以上です。

◆中西照典座長　回答はそういうことですね。

◆上田孝春議員　回答はそうだけれども、今回、業務委託をかけてそれで直接関わった方々の中でそういったものがあるかないか。これが答えられないということはおかしいのではないかなと思うのですけれども、なぜそれができないのですか。

◆中西照典座長　ちょっとなぜというよりもそんなに怒らないでください。それはむこうがそういうふうに回答されていますのでそこはそれでいきましょうよ。どうですか。

◆上田孝春議員　そういった報告でということは、私はそれだけの実績があればそんなに隠すこともないし、言われればいいと思うけれどもそこが言えないということは、ちょっと納得という理解ができないのですけれども。ほとんど実績がないというふうに私は判断をせざるをえないということを申し上げておきたいと思います

◆中西照典座長　ではそういうふうな上田さんは判断をされるということですね。では先ほど私が言い出したところで終わりましたけれども、午前中に示された 20 億 8,000 というこの議論について、上杉議員の会派からお願いします。

◆上杉栄一議員　20 億 8,000 万円、まあ 8,000 万円が設計管理費用だということで、パーセンテージで数字が出ているようだけれども、いろいろ県庁の免震工事が 21 億円でそのうち、工事費が 20 億で設計管理費が 1 億ということで、これはまあ、5 %。それから規模が大きくなればなるほど、そのパーセンテージは低くなると聞いておりますし、工期の話もありましたので一概に 20 億円だからそれにかける何%ということにはならないのではないかと。逆に言えば、工事が近くなればなるほど設計管理費は高くなるということが常であるということを知っておりますし、ですからこの 8,000 万円という数字はそのまま良とするという話にはならないのかな

あと。それから先ほどの改修等々の問題についてもこの数字も全く入っていない。あるいは機械室の棟についてもできるできるの話であって、具体的な根拠はないわけですし、これらのことについても、(聞き取り不能)もありましたけれども、この数字も挙がっていない。それからこれは水掛け論になりますけれども、坪単価の問題、このあたりが商工会議所等々に即してということでしょうから、それは他の市庁舎、県外の市庁舎の分につきますと、だいたい平米単価 30 万円という格好で、これは合意をみる話ではありませんけれどもいずれにしても 20 億 8,000 万という数字というかたちでは私は認められないということです。

◆中西照典座長 では。高見議員

◆高見則夫議員 はい。今のような 20 億 8,000 万の議論の中で 8,000 万の提案もあったわけですが、我々が過去何回か議論をしてきた中で、いろんな諸課題があったわけですね。諸課題というものがこれが施工する段階での一番大事なことです。やはり諸課題を無視するわけにはいかない。諸課題を無視するわけにはいかないということになると、何を基準にするかということになると我々が合意をしていわゆる協会に出した、その協会の考え方というか、そういうものを尊重しながら、やはりプラスアルファに出していくべきだと。当然、これはプラスアルファをしないといけないと思います。そうしないと市民の皆さんには説明がつかないというふうに思いますので、プラスアルファを 20 億 8,000 万にどう考えていくかということの議論をしないといけないと思います。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 ずっと議論をしてまいりました。特にエネルギー棟の問題は、まだ納得がいっていないところもありますし、設計管理費も先ほど工期のことにも関連をするとこういうようなこともありました。駐車場の半地下の部分も平米 10 万円ぐらいですか。11 万円でしたっけ。このへんも妥当なのかどうなのか。そういう建築基準法に照らし合わせた部分も入ってまいります。これを 20 億 8,000 万を良とするということはちょっと納得がいかないところでありまして、県の事務所協会とかなりの隔たりがあるわけですが、あくまで上田さんの所の案をたたき台として議論をしてまいったのですが、そのあたりがちょっともったいかるのではないかなというように思っております。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 結論から言いますと、積算どうのこうのつちゅうことにはちょっとならないのではないかなということです。今、認められないという発言もありましたけれども、私は認めるとか認めないということではなくて、今回、FAXで山本浩三さんが送られた回答の中に最後は建築家同士の経験のある専門家同士が供するのが一番だ。ということで、まさにそういうことが一番ベターで、我々としても専門家がいなくてなかなか判断ができかねるというところが率直なところでありまして。併せてもう一点言えばメモをしたのだけれどもごめんなさい。そういう点からいうと市民に説明ができないということでもあります。今日の会議の冒頭にも言いましたが、やはり今いろいろな課題があるということで、議論をしてきたということであれば、やはりこの協会の尊重するうんぬんという議論に入る前にきちんと議論をするべきだということだと思います。

◆中西照典座長 角谷さん今さら同じ話ですからまとめてください。20億8,000については、これはもう一度その点についてお願いしましょう。

◆角谷敏男議員 認めるとか認めないとかいうことにはならないと。そういう議論ではなくて、これは積算をすることがなかなか難しいというのが結論だということです。

◆中西照典座長 確認ですけれども、それは建築費の概算は関連情報には載せられないというのが結論ですか。ちょっと確認をしてください。

◆角谷敏男議員 具体的な数字は当然載せられません。

◆中西照典座長 今、こうして言われましたのは、上田議員の方は20億8,000ですし、3派の方は、それなら認められない。それから角谷議員の方は具体的な数字は関連情報には載せられないのだという意見であります。それぞれの意見ではありますが、隔たりと言えば隔たりがあります。なおこの件について皆さんに議論をしていただく。上田議員にちょっと言いたいのは午前中にもあったし、いろいろさまざまな先ほどのをいえば上乘せ論みたいな話が出ていますよね。こういう問題があったから機械室にしてもそういうことについて、何回も同じことをいうことになるのですけれどもその中で上田議員が示されている中での3会派ですね、認められないという言葉はわかりますが具体的に数値的にはどうだとかということと言われないと上田議員の認める、認められないでは答えられないのですので、具体的に指摘をしていただければと思いますけれども。上杉議員。

◆上杉栄一議員 それは専門の話になってしまうわけだから建築基準法でここの補修・改修にいくらかかるかというのがわからないわけなのですよね。1億円かかるのか2億円かかるのか、それこそ何千万円なのかということはわからないけれども、少なくとも20億8,000万の中には、この数字は入っていない。それからもう一点、機械室の技術的な話があるわけですが、これも専門家の話になります。技術的にできるかどうかできるというし、できないという議論があるわけで、できるということであるならばそれを示していただきたいのであるし、できない場合はこれの機械を新しく代えないといけない。それについてはやはり県の方から出ている資料からするとやはり機械の更新だけでも2億円ぐらいかかる。そのことについてはやはり上乘せをしておかないとあとからこれが出てきましたよ。あるいは追加工事でこうでしたよという話ではないわけですね。そういったこともやはり加味して考えていかないとけないというふうに考えております。だから金額は20億8,000万から設計費の問題なり、あるいはここの改修費なり、あるいは機械室の機械の設備等々について、これがなんぼいるのかというのがはっきりと私の方で何億円といえませんが、少なくとも20億8,000万からさらにこれから上回った金額でないとこれはできないということだけははっきりしております。

◆中西照典座長 高見議員

◆高見則夫議員 建築費が安い高いということになると高いか安いかの基準がいるわけですね。今、我々は20億ということは基準的に物を判断しておるわけですが、それは公平公正でないということで、三者機関が出している基準が出てきたわけですね。基準というか考え方が出てきたわけですね。それを我々は良として検討しなければいけないと思いますが、その中でいろんな諸課題が出たわけですからその諸課題については、この間の成果品の中でやはり建築費

用に合わせたり、いろんなものを基準に合わせて積算をしているわけですからそういうものは当然、私は基準にするべきだと思います。その中で高い安いを考えていけないといけません、私は今の我々が論議をしてきた 20 億では事足りない。20 億では足りないと考えておりますので、積み上げは当然考えていけないと思います。

◆中西照典座長 田村さん、あります。

◆田村繁巳議員 こういう積算型のこの 20 億円という当初出た上田さんからの案に対して、しっかりと第三者機関で議論をしていただきましょう。調査をしていただきましょうというのがもとの出発点であります。県の事務所協会から 37 億 4,000 万と。その事業の中には確かに立体駐車場の問題であったり、エネルギー棟のことであったり、今回の検討会でもまだまだちょっとそれは行き過ぎとかいろんな話があったわけですけど、やはり県の事務所協会が一つの積み重ねの部分としてはきっちりなんぼ参考としても挙がってきているわけですから、やはりこの県から出された概算に対して、どの部分がやっぱりいけないのだと。引いていく話だろう思うのですがそこを明確にしていけば、ある程度、幅を持たせたかたちでも載せることは可能なかなあということも一つかなと思います。

◆中西照典座長 さまざまな意見が出ていますが、ずっと同じ話になるんです。ただ、今、この場でなかなかこれと言いませんけれども、もう少し詰めた話をしていただかないと 20 億 8,000 ではやはり先ほどいろいろと言われましたけれども、そういうさまざまな問題があってやはり金額がもっと積み上がるのではないかな。そういうのが 3 者の意見のようではありますが、この話はどのくらいということはある程度のところにしないと、入れる入れないは非常に難しい問題ですけども、金額にしていけないと例えば 20 億 8,000 プラスこれこれこういう費用がわからないけれどもまだありますよというそんな表示の仕方でいいのかどうなのかということも含めて上田議員さっきの話もありますから、それについてのお話を。

◆上田孝春議員 午前中も申し上げましたけれども、私どもはこの 20 億という数字は概算という実施設計に組んでいないから 1 号案にしても 2 号案にしても概算ですよ。それでこの 20 億というものはそれなりの考え方で出しているという正直言って何回でも申し上げますけれども。これは山本浩三さん、それは全国的にも知られた山本浩三さんの設計事務所協会が出している数字なんですよ。これを私は崩すわけにはならんし、私は山本浩三さんの名誉のためにもこれは引くことのできない。ですからそういった関係で県の設計事務所協会もそのへんの判断で 20 億円の精査はできないと言ったのはそういったところにあるのではないかなという思いがしております。ですから協会の成果品、挙がってきたものを尊重してという話がありますけれども、また元に戻ってしまうのですよ。私どもが出したものは B 案に対して、やはりこちらの現本庁舎の免震・一部改修、何回でも申し上げますけれども、設備の改修、それからそこにいく空調と給排水というかたちで 20 億出していますからね。それから増築部分もこれは何回も申し上げます。そういったかたちで積み上げた数字ですからね。これをね、あそこをどうしないといけないのではないか、ここもしないといけないのではないのかというかたちで付け加えて金を積み上げるということは、私はできないという思いがしておりますし、機械室の関係も今言われていますけれども、機械室もやり方はいろいろあるのですよ。私は今の機械でいくという考え方。

さらにそれを移動する場合でもちょうど免震をしてあるわけですから、他に持って行ってどうのこうのということではない。その中でできるのですよ。そういった技術的な問題をお互いに議論をすれば、なかなか前には進みません。この問題は。あえてそこを申し上げておきたいと思います。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 山本浩三氏が設計をした分だから、これを 100%信用しろという話のようですが、もともと半地下駐車場 2500 平方メートルで 150 台が入れるというようなことは山本浩三さんの所からそういう資料が出てきたこととか、それから増築になれば、新たな改修がそれこそ建築基準法で必要だということはそれこそプロの建築士の事務所だったら知っているはずでしょう。それをにわかに信用せえといっても信用できませんよ。そういうことです。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 山本先生の理論を無視したわけではないですよ。我々は。そういった貴重なデータを上田さんの方から出していただいて、我々も論議をしたわけであります。それはそれで当然尊重をしないといけないと思いますよ。否定をした部分は一つもない。ただこれをやる段階で市民の皆さん方に公平・公正にさらに常に我々が仕事をしながら本当にはたして妥当であるかどうかということについては検討しようというのが我々の段階ですから、これは山本さんそのものを、責任取れとかそういう問題では私はないと思います。今まで我々がやってきたことについては、十分尊重しながら進めてきたものだというふうに思っていますからね。ですからそのへんを上田議員さん、お互いに共通理解をした方がいいと思いますよ。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 そもそも契約や県の設計事務所協会の話になってくるので、またややこしくなりますけれども、もともとここでやはり 20 億の検証というかたちで我々が臨んだものが 20 億の検証をせずに新たなものが出てきた。ここに大きな間違いがあるのですよ。それで出てきたものを皆さん他の 3 会派は尊重すると。契約に沿った妥当な成果物だというふうに言われますけれども私自身は何度でも申し上げます。契約書に沿った成果物ではないということであれば、もうこれは参考の参考というか。まったく。

◆中西照典座長 上田議員、もうそれはお互いにやめましょうというのは、それぞれの意見はそれぞれで主張して一応ここでそれぞれの主張はあるわけです。ですから相手が言っていることは否定できないし、お互いにそれの中で言っているわけです。だからこれはさっき言ったように、法律問題は法律が片付くまで一応契約している方が通るわけですから、そのことを言い出したらまた元です。だからそれはお互いにそれぞれの立場は何回も聞いていますから、ここでするのはやめましょう。それを踏まえて。

◆上田孝春議員 ですから私はそのことは踏まえてある。あえて出てくればね、それに対して答えないといけないかたちになってくるから。今、高見さんの問題が出てくるからね。それが答えだと思えますから、同じことを私も言ようと思いませんよ。

◆中西照典座長 だからこの問題はそれぞれの、今の段階では法律論に入っていますから言い出したら何回も繰り返さないといけない。そのへんはお互いの意見をこうだというのを中で言っ

てください。上田議員もそう思われている方が完全にダメだというわけでもないわけです。お互いに上田議員の言っておられることも、わかりながら自分たちも言う。お互いにそれを批判をしても適切な意見にならないので、ただ寄ってたというところもありますので、そこらへんは確認をしていただきたい。

◆高見則夫議員 私は否定論ではないと思いますよ。一つも否定をして論議をしたわけではない。肯定だったわけだからきたわけなのです。否定だったら当然、当然入り口で否定しているはずなのです。ですから今の上田議員のおっしゃることについては、それは当然尊重してやっていくと。ただ我々は現状のものを、現位置にどうしたらいいのかと。一番、市の立場になるのかということをお我々がしないといけないのではないですか。誰に議論を持って行くのですか。山本先生に持って行くのですか。山本先生が出されたデータを元に我々は議論をさせてもらっているわけですからね。ひとつも間違いはないと思いますよ。

◆中西照典座長 上田議員にひとつ。当初、示されたものがありますね。それから上田議員あとから示されたものは、半地下とふれあい駐車場の所というのは、僕は、当初は 2500 平方メートルの半地下に 1700 平方メートルのふれあい広場でそれぞれあったものが一本で半地下駐車場プラスふれあい広場 2,000 平方メートルで出されていますね。そういうものはちょっとふれあい広場のへんは面積が広がったりすると単純に平米単価があがてありますけれども、単純に金額的に上がってくるのではないかなという、素朴な質問があるのですけれども、それはあります。言っておられる意味がわかりますか。一番初めに示された分と、そのへんのところがどうもすみませんね。

(聞き取り不能)

◆中西照典座長 ちょっとこれは調べていただくということですね。では副座長。

◆下村佳弘副座長 今の状態で金額を入れるのは、ちょっと難しいのかなと思っております。もう少し話をしないとイケんなあという感じですね。やはり対案を今話しているわけですから、本当に現実的なものとするためにこれは必要な作業ですので、これを共通認識する必要がありますし、議会の案とするためには今のお話も含めて金額を入れるためには問題点をひとつひとつ解決して積み上げていくしかない。これしか解決方法がないのではないかなと思います。それができないと金額を示すのは難しい。だから機械をどうするかという問題もありますし、一つずつ解決していかないと全体的な話としてはならないというふうに思います。今の部分もそうですよね。駐車場の部分も。これを解決する。そして次に移るという作業をしながら、しないと金額は積み上がらないし積算もできないということになると思いますね。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 今までの議論の中で答えられたら答えていただきたいのですけれども、高見さんからは、20 億では足りない。積み上げが必要だということですよ。積み上げが必要だということは一体どういう点でどういうふうにするかという考えがあつてのことをおっしゃられているのか。このへんがお聞きしたいというのと、それから田村さんからは逆に 37 億を参考にしてください。この部分を引いていけばいいのか。引けば数字が入れることができるかのように言われたんですけど、これは逆の言い方をしておられるのですけれども一体さっき私が言ったような誰がそうい

うその力があるのですか。ここで。そういう技術論も出てきますけれども、言っているのはそうかもしれませんけれども、実際にそういうことが我々の検討会で可能なのですかということが一番言いたいのですよ。この点、答えられたら教えてください。

◆中西照典座長 高見議員

◆高見則夫議員 力があるとかないとか問題ではないじゃないですか。我々は議員の立場で成果品をお互いに判断をしているわけですからね。それからもう一つ問題なのは、ではどこがと言います。例えば前の4階建てが5階になり地下1階になるというふうなことも、大きな問題ですよ。こういう問題。それから本庁舎関係の機械室の棟のエネルギー棟についての問題も大きな問題。そういうものがかさんでくるということです。そういうことを我々考えて議論をしていると思いますよ。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 どこがそういうことがあって、ここが検討会でしっかりとそのへんは出さないといけないと思うのですが、先ほどの県の事務所協会の総事業費で、具体的に言えば立体駐車場の5億5,000万円の部分はたぶんなくなるだろうなど。それとかエレベーターの改修はもうすでに改修をすればいいのだから、それも含まれていたそのあたりのことはなくなるのかなど。あと設計委託費も考え方が違います。ああ、設計委託費は含まれていないのか。もともとがね。そういうところをみるとエネルギー棟については今意見が両方出ているので、なかなかこの問題を埋めるというのは非常に難しいだろうと思います。上田さんの主張もありますし、我々の疑問のところもあったりするものですから、ある程度、幅を持たせたようなかたちで、示していくというのも一つの方法なのではないのかなというように言わせていただきました。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 高見さんの今の説明を聞かせていただきましたけれども、その積み上げが必要であるとおっしゃったから、どういうふうに積み上げられるのかなというのが私の一番質問をしたかった点です。力があるとかないとかって、我々素人だから力がないという話は、それに似たような発言はこれまでもあったと思うのですが。ただ田村さんの方も数字を入れることができるということだから、どこどこを削って、どのくらいに落とせるということをはっきりおっしゃらないと。そこまで言われるのだったら。そういう議論でしょう。結局。そうならないじゃないですか。だから具体的にそれなりの根拠を持ってやらないと、私は市民に説明ができないということだけ言っておきます。

◆中西照典座長 上田議員、お願いしましょうか。

◆上田孝春議員 さっき座長の方から最初の半地下の駐車場と、ふれあい広場の面積の関係がありました。当初は半地下を2,500平方メートルですね。2,500平方メートルの半地下をして、そこを駐車場とすると。そして、ふれあい広場は最初に申し上げていたように、半地下の上に建物を建てるという考え方の中でしていますからね、ここにもわかるように1,700平方メートルという最初のふれあい広場、1,700平方メートルというのは、半地下の上に建物を建てるからね。半地下の駐車場は2,500平方メートルでふれあい広場はその上に建物が入るからね、そ

の建物の面積を引いたものが 1,700 平方メートルというふうに考えて、半地下はずっと入っていたのですよ。当初から。

◆中西照典座長 ここですね。

◆上田孝春議員 入っていたんですよ当初から。ですからここに書いてあるようにふれあい広場は 2,500 平方メートルから 1 階の建物の分の床面積を引いたものが 1,700 平方メートルになっているということなのです。それで 2 回目に出した数字は、今回、ペーパーでかえてきたものもあるように、やはり半地下とふれあい広場について最初の資料では半地下駐車場 2,500 平方メートル、単価 10 万 5,000 円、それからふれあい広場 1,700 平方メートル、単価 2 万円、そういうかたちでしていたと。それで追加の資料では一本化していますと。半地下・駐車場、プラスふれあい広場、そういうかたちで 2,500 で単価を 11 万円にまとめているというふうな今日の山本浩三さんからかえてきたペーパーがありますので、そういった判断でそういうふうになっているとそういうことですよ。

◆中西照典座長 私は素朴な疑問を持ったのは、平米 11 万というのは、半地下の駐車場の部分について、読み方が違うのではないかなと。ふれあい広場の仕上げ工事や植栽工事というのは、2,500 平方メートルで 11 万円のところには、入っていないのではないかなという素朴なのがあったので、ふれあい広場については、今日、かえてきたのを見ると、コンクリートフラットスライブ、単価でということになると、私にはそれはふれあい広場の仕上げ工事や植栽工事は入っていない気がしたもので、そうするとふれあい広場を作る工事費というものは、どうかなというふうにどうかなあと思ってお聞きしたものです。

◆上田孝春議員 理解、できたかな。

◆中西照典座長 それはできないのです。

◆上田孝春議員 いやいや、2 枚目のペーパー。今日配った資料があるだろう。

◆中西照典座長 ええ、ここの、はいはいはい。

◆上田孝春議員 ここの最後の 3 枚目の。

◆中西照典座長 ですからこうされたのだけれども、この回答の中に見ると駐車場の単価は市の 10 万だったり、ここらは駐車場を作るのに平米 10 万円というのは市庁舎建設の設計報告書になって、鉄骨だと平米 10 万だったけれども、コンクリートいろいろすると、平米 11 万ですよ。これはあくまでも駐車場を作る金額ではないかというふうに僕は読んだわけです。そうするとそこには、先ほど何回も出ましたけれどもふれあい広場を仕上げ工事や植栽工事が入っていない。つまり、平米 2 万円のこれでいうと 3,400 万という金額がここに書いてあるけれども、どうもこの回答から見るとそれが入っていないのではないかというふうに私は思うのです。その点、上杉さんどう。

(聞き取り不能)

◆中西照典座長 これは 2 人の (聞き取り不能)。先ほどさまざまな意見が出ました。で、角谷議員の方から言われると、言葉は悪いですけども引いたり足したりするにしたって誰がそれを責任を持って数字まで確定して、本当でそのものが市民にということでしたね。できるかという話がありましたけれども、この今我々が努力をしようとしている一つの判断は、上田議員が

示されたですね 20 億 8,000 万という数字がベースになって、それに対してそれではその金額で固定するということは非常に難しい。もっとさまざまなことが検討されないといけないのではないか。ただ金額としてはなかなか示されないけれども疑問が残るのだという意見があります。角谷さんとしては、もともと示されないものは金額として入れることができないんだよということでありました。上田議員の方はいろんな問題があろうと私は 20 億 8,000 万で正しいと思っているからそれでいくのだということです。これはさまざまな問題がありまして、しかしながらですね、非常に難しい問題があります。このまま睨み合ってこのまま平行線をたどっていくわけにはありませんので。何かあります。ないですね。では高見議員の方から。

◆高見則夫議員 上田議員さんに聞いてもええかいなあ。この設計をみると今、追加の資料ということで、もらったやつを見ているのだけれども、それをみると、地下駐車場・ふれあい広場がプラスになっておるわけですね。それで 2 億 9,650 万円がここに計上されているわけです。前回で出たものと 2,000 万からの違いがあるわけですね。安くなるというか、単価が下がっているわけですね。その操作が今度、上の方にいっているわけですね。上の方の設備改修工事の方に操作がしてあるというふうなことがあるわけですね。ですからいわゆる上の方の設備改修工事ということは、昨日あったような給排水とか、ああいうものについているのかということですね。そのへんの確認です。はい、聞きたいことは以上です。

◆中西照典座長 一言。

◆上田孝春議員 はい。そのとおりです。

◆中西照典座長 それで、このままはつきりいって睨み合っていてはいけませんので、まあすべての提案がありました。一つずつということではありますがこのことについてですね、これは今まで昨日、一昨日していく中で、さまざまな疑問が呈されております。それについて、今一度言いますけれども、先ほども大きな点を上杉議員からも指摘していただきましたね。これは当然金額が入らない話できてますけれども、この問題を上田議員にお聞きしたいのですけれども、ああいう問題にしてやはり金額はわからないけれども、20 億 8,000 からいくらか上乗せをして費用がかかるんじゃないかという議論に対しては、どうですか。

◆上田孝春議員 人間ねえ、駆け引きとかそういうものではないと思うけんねえ、そこまで私は議論できません。上乗せをするという考えですよ。

◆中西照典座長 議論が出た中で。

◆上田孝春議員 さまざまな意見は出ておりますけれども、当初、私が示した対案に対しては、対案の考え方ですから対案に基づいてもの言ってますからね。確かに増築部分がねえ、この前も言わせていただきましたけれども、増築部分が 4 階が 5 階になったというかたちでね、これは概算に大きくあれるものじゃないです。床面積は 3,650 というのは、当初から言っている。変わっていないし、それから半地下の 2,500 というのは、変わっていないからね。だからそういった当初からの対案を出しているものに対しての数字は変わっていないという考え方は持っていますからね。だからこれを積み上げてこれで折り合いをつけようかという話ではないと思っていますよ。

◆中西照典座長 高見議員

◆高見則夫議員 対案が変わっていないのではなくて、対案がね、いわゆる本庁舎の部分と第2庁舎・第3庁舎の部分が大きく変わっておるわけですから、これは変わってきているのではないですか。これは数字が基本的に変わってきておるわけですからね。1億かなんぽか。だからその考え方はいわゆるさっき言いましたように、駐車場の方を減らして、本庁舎の方のいわゆる設備の関係ね、そちらの方で充当されたという考え方については、この数字の中であるような感じはしますがね。そのへんは聞いていいのですか。いかがですか。

◆中西照典座長 上田議員答えられたら言うてみてください。

◆上田孝春議員 いやいや私が言っているのは、考え方の方が変わっていないということです。さっき設備のところ若干そうになっているという2,000万、それは20億の中でさっき言ったようにふれあい広場と半地下の問題でもです。さっき言ったように今までは別々に計算をして挙げとったけれども、最後の今日のペーパーではね、ふれあい広場と一緒にまとめて平米11万というかたちで挙げてきとるわけです。そのへんの数字は設備の方にね、今までのふれあい広場の方が2,000万でいっているのではないかなということです。そのへんの操作は検討する段階ですよ。数字はしてきておるわけですからね。それをいちいちあれじゃなくして、私がさっき申し上げたのは、基本的な対案としての考え方は変わっていないということです。その数字と金額の問題を個々に言うとまた難しくなりますからね。さっき話が出ていたのは対案としては変わっていないということだけを申し上げていきたいと思います。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 対案として変わっていないというところがその意味がちょっとよく分からない。対案として変わっていないところを教えてもらわな。20億が変わっておるわけですよ。山本先生、たぶん議論を聞かれながら変えておられますよ。内容は変わっていますからね。そのへんはそうに理解をしておりますがもういいです。結構です。以上です。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 この20億という数字なのですけれども、例えばこれはまあ専門監に聞いた方がいいのかな。当初、4階建ての3,650か。これを5階建てにして、延床面積が一緒なんだけれども、建物の階層が違いますよね。その場合に4階建てと5階建ての場合で延床面積掛ける単価の分で数字がそのまま数字になっているのだけれども、高くなればなるほど基礎の作りというのは、非常にそれなりの費用がかかると思うのですけれども、そのイコールでいいのですか。そのあたりはどうですか。

◆中西照典座長 前田専門監。

○前田喜代和庁舎整備局専門監 はい、お答えします。4階、5階でどれくらい単価に影響するか、というご質問だと思うのですが、私はそんなには変わらないというふうに思っております。以上です。

◆中西照典座長 上杉議員。

◆上杉栄一議員 そのことについては理解をいたしました。この20億の中に、何べんも申し上げますけれども、耐震、建築基準法に沿っての改修の問題等々でまずこれから減ることをなくして、増える方であってこの中からとにかく20億びた一文、まかりならんという話はこれは上田

議員の提案したたたき台ということであつたのですけれども、実際にこれは議会が責任を持って出さなくてはならない数字なわけですしそれを我々、私としてはこの数字としては責任を持って、市民にこの説明ではできないということでやはりもろもろの経費がいるのではないかと、ということですので、そのことだけは申し上げておきます。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 私も同じことで20億8,000万円では済まないなど。これは先ほどいった建築基準法に照らし合わせて改修をしなければいけない部分、それと機械棟等々を考えていくと、今の金額では収まらないというように思っております。

◆中西照典座長 角谷議員は先ほど示されましたけれども、この議論を聞いて、20億8,000からの話が出ていますがそれについては何かコメントはありますか。

◆角谷敏男議員 これまで言っとったとおりですからそう変わらないです。私の考えは、意見は。

◆中西照典座長 20億円はどうですか。

◆上田孝春議員 認めるのか、認めないかちゅうんじゃなくて、認めるとか認めないとかちゅう以前にね、積算ができないということですよ。

◆中西照典座長 ですから先ほどのことについて、上乗せする、上乗せしないということについてはコメントができないということですね。では上田議員。

◆上田孝春議員 概要のところでも等を一つ入れたわけだけれども、仮に建築基準法にして田村さんにしても。それだったらなんぼ入れるのですか。むしろ逆に聞きたい。なんぼと出せるんですか。そんなねえ、これをせないけんけえこれも増えるだろうということで、漠然としてそこをいってもらったらちょっと困るのだけれども、金額は出してください。

◆中西照典座長 上田さん、それはちょっとあれですよ。いくらって出ないから話をしているのであって、上杉議員。

◆上杉栄一議員 ですから少なくともこの数字よりも上乗せをするということは確かなわけですね。これはね。金額はしっかりと精査をしてそれから機械棟の問題もそうです。ですからこれが何億円になるのかこれはわかりませんが、今の20億の数字から上乗せをするということは事実ということですよ。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 概算で20億、実際に設計をしたらねえ、低くなる可能性もあるんですよ。増えることばかりいっても、実際にやったら減るかも。それが概算ですから。

◆中西照典座長 確認をします。あくまでも20億8,000から上下論はないんだということですね。これは上乗せいくらすると具体的に出すという話になるとこれは到底できない。ちょっとすいません。今の建築の概算についてちょっと置いて。それで次にもう一つですね、工期の問題があるんです。建築費概算が終わってから工期に入れという問題がありますけれども、このことについても先ほど言いましたように、それぞれの会派で考え方をまとめてきてくださいと言っております。そのことについてもそれぞれの会派の考え方をお聞かせください。上杉議員から。

◆上杉栄一議員 工期については、協会の方から示された工期の問題があるのですけれども、大

きな問題は、あくまでも工期であるわけですから文化財調査等々の期間は含めないということですが、そうなってくると工期にかかるものは、着工がかなりずれ込むということであり、従うにこれが2年、工期にかかって2年か2年半は別として、いずれにしても財源の問題で大きなこれは議論がいくのかなというふうに思っております。文化財調査で1年半かかるということですので、1年半かけてそれから新第2庁舎を建てるということになればこれは合併特例債は使えないということが限定ですので、このあたりについての工期の問題よりも財源の問題が大きくなるのではないかなというふうに思っております。

◆中西照典座長 具体的に数字は出ませんか。出ません。では高見議員

◆高見則夫議員 私も具体的な数字は持っておりませんが、今のように工期、26年までにやるということになれば、20億の積算であっても、文化財の問題があったりさらには土壌の問題がある。(聞き取り不能)の問題がある。そういうことを含めてくれば、やはり工期が本当にずれ込むというようなことも考えられるわけです。ということになると今度は20億そのものがまるまる鳥取市の市民の皆さんの負担になってくるということも考えられるので、できればこういう問題は早くクリアをしなきゃいけないという点が考えられますね。ですけども金目についてはちょっとわかりませんね。

◆中西照典座長 今は工期のことを話しましたが、工期もはっきり数字は入りにくいということですか。

◆高見則夫議員 はい。それはちょっと今こういう状態であれば入りにくいと思います。ただ、その内容であります。文化財の昨日もありましたから、文化財があれば1年半かかるということになれば、文化財が即終わってからかかるということになると、本当にはたしてそういうものが順調にいけばそうなんでしょうけれどもね。やはりそういう不安定な部分があるということについては十分考えながら工期を考えていかないといけないと思いますよ。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 はい、僕は前にも言っていますけれども、工事のやり方によっていろいろあるというかたちを申し上げております。ですからここで工期をいつという数字を私も入れるわけにはいかない。だからここで決まって実際にやるとなると、どういった工程で事業を実施するかということの考え方によって工期も変わってきますからね。そういったことを含めればやはり今ここで2年という一つの数字もあるけどもね、それをどうこう入れられる状態ではないと。それは何度も申し上げます。本庁の免震、それから増築、駐車場、関係ありますからね。これらの工事の施工の仕方、計画によってね、工期というものは変わってきますからね、数字はちょっと入れにくいということを申し上げておきたいというような。それからもう一つ、今、文化財の関係があります。この前、文化財担当の方が来て文化財の調査の必要はあると、いうふうなかたちで聞いたのですよね。実際に僕自身もこの文化財がどういった文化財かということとを全く正直言って知らない。それでお聞きしたいのは本当にここが文化財の指定地になっているのかどうなのか。文化財の指定地、その辺のことは私わからんからね。だからその辺をもう一回聞いてみたいと思うんだけど。ですからここが本当に埋蔵地下に入っているのが、重要な文化財があるというかたちで、文化財、そういった、私にもようわからんけど、だけれど

もここは文化財の本当に指定地となっているのかどうなのかということを私は聞きたいのですけれども。

◆中西照典座長 この間の説明ではまだ不足だという意味ですね。私の今の予定ではこのお話を聞きましたら、一旦休憩に入ろうと思いますので、そのように休憩の時間にもう一度文化財の方に今の件を聞いてもらえますかね。ちょっと、いやいやまあ、専門の方でないとダメです。田村議員。

◆田村繁巳議員 工期のことですが、一番やっぱり埋蔵文化財がどうなのかということが大きく変わるところだろうなと思います。これの県の調査を見ますと設計期間として18か月、第3庁舎として12か月、駐車場等は別なのですけれども立駐でないわけですから、これはあれなのですが、本庁舎の改修として24か月というように出ているわけです。きっちりした工期というのは出しにくい部分もあるわけですが、合併特例債の関係ではおおよそその目安みたいなのは順番をあれすれば考えられるのかなというように思っています。

◆中西照典座長 日数的には言えないということですね。では角谷議員

◆角谷敏男議員 結論いうとわかりません。

◆中西照典座長 わかりました。それぞれあります。先ほど上田議員が言われたことについて、座長から確認をしますが、一番はじめに出された一番の大元になったたたき台は工事期間を約2年を予定しているという点では、その後の工法がいろいろあるので、この2年というのも変わってくるんだよという話ですね。

◆上田孝春議員 僕はそういった考え方でいるのは事実なのです。ですけれどもこれから先、実際に工事をしたらそれよりも早く済むかもわからんし、実際に計画を組めば、組んだ計画によって、2年ですするという一つの考え方でやっているということだけ申し上げておきます。それは工事の施工方法によって、それで収まるという考え方ですよ。以上です。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 施工方法に変わるということは、これは基本的に例えば本庁舎と第3庁舎を同時に工事に入ればというようなことですか。そうすればいつぺんにかかれば短くなると。そうなると、仮庁舎の問題が出てくるんです。このへんをどう考えるかということなのですから、ただ工期を短くするということは、仮庁舎の問題も同じように課題としては挙がってくるということです。

◆中西照典座長 課題としては挙がってくるというところで。

(聞き取り不能)

◆中西照典座長 駅南にという話ですよ。まず建設費の概算は先ほど言われたように、非常に隔たりがありますし、提案された上田議員の方から言葉は悪いですが、20億8,000についての頑とした考えがおりるようです。その中のほかの方はやはりそれにいろいろする必要があるのでないかという提案がありました。角谷議員の方には、それは全く説明できる数字はないのでここに入れるべきではないんじゃないかという意見もあります。それから工期の問題の先ほど上田議員の方から文化財の話を今一度というのもありまして、これも含めまして、もう一度、私はね何回も言いますが、やはりこれをこのまま放ってては投票条例と

いうものが成立しません。やはりそのことについて、今一度各議員の方により一層の努力をもう一度お願いしたしまして2時半までの休憩に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

休憩（14：03～14：30）

◆中西照典座長 はい。時間になりました。会議を再開させていただきます。先ほど、工事費の概算について、それから、工期について、30分の非常に短い時間になりましたが、持ち帰りしていただいてですね、意見をお聞きしたいということで、休憩に入りました。そのことについてですね、どのような意見を、あっ、そうだ、すいません。その前に、文化財の関係についてのお尋ねがありましたので、じゃ、お聞きします。

○中村英夫議会事務局長 もう一回、上田議員さんの方からご質問いただいて、それに対して。

◆中西照典座長 すいません。

○中村英夫議会事務局長 指定文化財についてですね。

◆中西照典座長 指定文化財の地域について。

はい。どうぞ。

○林 佳史文化財課長 はい。文化財課でございます。上田議員の方から本庁舎の位置、それから駐車場の位置、これが、文化財として指定されてるかという、御質問だったと思います。結論から申しますと。この地域は、ここについては、文化財指定をされているものでは、ございません。

◆中西照典座長 はい。どうぞ上田議員。

◆上田孝春議員 あの、文化財の指定の地ではないということです。それでまあ、この辺はまあ、わしもようわからんけな。変な失礼なことを言ったら、ちょっと勘弁してもらいたいと思うです。単純に遷喬だとか、遷喬小学校。それから、ここで言うと、日進らがあるんか。こういった所もまあ、ひとつの地域だけだね、この辺もその、文化財指定地ではないという、同じような条件の中で、調査をされたのかどんなか、工事をされた時に。

◆中西照典座長 はいどうぞ。

○林 佳史文化財課長 まずあの、指定かどうかというあたりですけども、まず指定文化財というのは、まずあの、遺跡なら遺跡がまず出てきましたと。確認された後に、それを指定するか、指定しないか、というこの基準がありますので、ここについては、掘ってないので、そういう指定という行為はまず、出てこない。ということがございます。では、なぜ掘るかということでございますけども、これはあの先ほど、前回ですか、金曜日にお話しました通り、眠っている埋蔵文化財については、江戸時代のものについては、地域において必要なものを対象とすること、ということで、鳥取城下の、図面で、あることがわかっているので、調査をするということでございます。

◆中西照典座長 はい上田議員。

◆上田孝春議員 それで、そのさっき言ったように公共施設という形で、そっちの土地ね、持つ

とる土地で、遷喬小学校、それからたぶん日進も、そういった地域にあると思うんだけど、その辺でね、文化財の指定地域で、ここと同じような条件でなっていないけれども、そういった調査をされたのかどうなのかというのをお聞きしとるんですよ。

◆中西照典座長 はい。課長。

○林 佳史文化財課長 はい。お答えいたします。まずあの、調査をする場合、こういった時に調査をするかということですが、基本的には、開発が行われる際に、図面通りに基づいて、あるとわかっている所を掘らしていただくと、いうスタンスでしております。ですから、何でもかんでも、あるとわかっているから掘るというものでは、ございません。この度についても、開発をされる場合には、掘らなければならないと、いうことでございます。

◆中西照典座長 上田議員。はい。

◆上田孝春議員 僕が言っておることとは、ちょっとあれだけど、だから、遷喬だとか、そういったところでは、そういった調査をされたのかどんなかということを知りたいな。

◆中西照典座長 はいどうぞ。

○佐々木孝文文化財課鳥取城整備推進係長 担当係長からお答え致します。文化財課の鳥取城整備推進係長、佐々木です。遷喬小学校、醇風小学校については、今まで発掘調査は、行われておりません。

◆中西照典座長 はい。まあそのままでいいです。されてないということ、いいですね。もう一度確認しますが、この間お話されましたけども、文化財の調査が必要であるということは、間違いありません。

その点だけ確認。はい。

○佐々木孝文文化財課鳥取城整備推進係長 必要でございます。

◆中西照典座長 はい。上田さん。

◆上田孝春議員 それでしたらね、さっき言ったように、同じような条件ですが、ここの市役所と、それに遷喬や日進も、ね。なぜされなかったですか。文化財の調査が必要だということになったら、同じような条件ですが。日進の時には、調査が必要だというふうに、私は、同じような条件だからね。調査が必要だという認識でおるんですが。それなのになぜ遷喬とか日進は、調査をされなかったんですかと。

◆中西照典座長 はい。係長。

○佐々木孝文文化財課鳥取城整備推進係長 はい。申し訳ないです。鳥取城跡についても史跡指定を受けた直後の石垣修理等については、発掘調査を行わないで解体修理っていうのを行っています。これはあの、要するに、考古学で記録しなければならない条件というのが、学問自体が進展していく中で、細かくなってきてるっていうことがあります。鳥取城下町については、平成に入って、県立図書館を建てる時も、あそこはあの、尚徳館があった場所ですけども、当時まだ、江戸時代のものまで記録しようという考え方がなかったのも、そのまま無調査のままで、図書館が建築されてるっていうことがあります。

◆中西照典座長 はい。上田議員。

◆上田孝春議員 遷喬やね、日進はそんな古い話じゃないと思うだが。何十年も昔の話じゃない

と思うだが。今の遷喬。その辺で、僕は素人だけ、ようわからんからね、納得のいくように、ちょっと説明してもらえば、その県立の博物館の場合は、かなり昔やったから、そういったことまでは、必要なかったということで、それはわかるだが。だけど、遷喬や日進はね、ごく最近、わしにとったら、最近だと思うんですが。そのことを聞いとるんですよ。

◆中西照典座長 はい。係長。

○佐々木孝文文化財課鳥取城整備推進係長 すみません。説明不足で、今、申し上げたのは、県立図書館の方でして。はい、平成に入ってから工事ですけども、鳥取市においては、まだあの、その時点では、発掘調査をしなきゃならないという条件が揃っていなかったということがあって。で、協議はされてますけれども、実際、発掘調査などが出来なかったというところでございます。

◆中西照典座長 上田さん。はい。

◆上田孝春議員 それで、調査をせないけんというふうな形でね、義務付けられたっちゅうか、そういったことっていうのは、いつ、決まったんですか。

◆中西照典座長 はい。係長。

○佐々木孝文文化財課鳥取城整備推進係長 近年、鳥取西高校の改築等もありまして、第2グラウンドの調査等を行っております。で、その結果によって、鳥取城下町移行の状況というのが、ほぼ、わかってきているということがありまして。近年は、江戸時代の重要な遺構、特に鳥取城に関連する部分については、発掘調査の対象としております。

◆中西照典座長 上田議員は、ちょっともう一度、わからない点を。はい。

◆上田孝春議員 だから、調査をしないといけんようになったのは、いつなのかと、いつからそういうふうな調査をせないけんように決められたのかと。それで僕はさっき何回も言うようにね。新しい、日進だとか遷喬だとか、そういったところ、工事が成されとるわけですから、その時には、調査をされてないと、いうことでしょ。ですから、調査をしないといけんようになったのは、いつ、誰が、どこで調査をせないけんようになったのかということちょっと聞いとるんですよ。

◆中西照典座長 はい。じゃあ課長。はい。

○林 佳史文化財課長 はい。平成10年の9月にですね、文化庁の通知というのが、これは金曜日、お話ししてもらった通知ですけども、こちらについて、しなさいと、いう通知が出ておりますので、これに基づいて、この度も必要だというふうに申し上げとりますし、それからあの、県ですね、県の第2グラウンドでありますとか、北側緑地なんかも県の協力を得ながらさせていただいておると、というような状況でございます。

◆中西照典座長 はい。上田議員。

◆上田孝春議員 はい。平成10年に、そういった形で、国の方からか、そういった通達が来たと、平成10年。それでね、前田専門監おるですけど、遷喬や日進はいつ建ったんですか。これ。え。平成10年以前なのか、以降なのか。

◆中西照典座長 えっとね、上田議員にお伺いします。あの、他のところのことを言っておられます。それもこれから説明していきますか。少なくとも、この場所はですね、この間、本庁舎

についてという文書の中で、ここが必要だということは、これについては、上田議員は、どう思われますか、他と比べてというより、ここですよ。はい。

◆上田孝春議員　ですからね、僕が聞いとるのは、ここがね、この前、文化財の調査が必要だで、と、いう話は聞いたんですよ。それで、今日聞いたのは、ここが、文化財の指定地になつとるかどんなかということを知ったら、ここは、指定地になってないということを知りますからね、それだったら、ここを調査せないけんということになれば、同じ鳥取市のさっき言ったように、遷喬だとか日進のね、土地に、物を建てたでしょ。開発したでしょ。その時には、なぜ、この文化財の調査をされなかったかと。同じ、その、今この問題ですけどね、鳥取市の同じような条件の中で、物を建てる。開発行為をする。そこをちょっと聞いとるんですよ。だから必要であるんだったら、なぜ、同じような条件、文化財指定でない所で調査せないけんということになれば、当然、遷喬でも、工事をする、開発をするとか、日進でもそういった形であるという時には、当然、文化財の調査が必要というふうに私は、思うんですが。そういうふう思うのに、なぜそこは、調査されてないというふうに言われるから、なぜ、それが、しなかったのかと、いうことですよ。それで、さっき言ったように、国の方の通達が、平成10年だということを知っていますからね、遷喬と、そこは、それ以前に建ったものか、どうなのかということを知いとるんです。ただこれだけのこと。

◆中西照典座長　はい。係長。

○佐々木孝文文化財課鳥取城整備推進係長　遷喬小学校の建築年次は、ちょっと今、私の方で、お答え出来る材料がないんですが、発掘調査自体のことに関して言いますと、遷喬小学校が位置している所は、町屋地域の真ん中ということになります。で、今、グラウンドになっている部分というのが、町御用場という役場があったところになります。で、現在ですけれども、鳥取市の方までは、鳥取城ですとか、藩の主要役場について、今発掘調査するというようにしてあるんですけれども、町屋ですとか、武家屋敷というのは、通常のものについては今、報道して遺構として記録が必要って扱いをしていないということになります。で、中世以前のものについては、平成10年の通達で、間違いなくやらないといけないということなんですけれども、それ以外の近世に係るものについては、重要度の高いものということになりますので、今回、鳥取市役所の本庁舎部分というのは、薬研堀という、城下町且つ、鳥取城の防御施設として、重要な部分でありますので、確実に記録しないといけないということなんですけれども。遷喬小学校については、現在の校舎が建っているのは、通常の町屋地域ということになりますので、こういう調査対象にされていないというふうに承知しております。

◆中西照典座長　だから、まだあります。はいどうぞ。

◆上田孝春議員　だからね、せっかく来ていただいて、素人が聞くだけ、余計また専門の人は、なんちゅうことだいやって言って、思われるか知らんけど。ごく自然の関係で質問しますからね。だから、ここも町屋とか云々というのは、正直言って、今の駐車場の周りはどうのこうのって言って、この前言よりました。それで、薬研堀のことは、まあこれ、誰しもいつも言うんですけれども、ここは、薬研堀があるだと、いうふうな話があります。その薬研堀は、今の道路部分だというふうに私は認識をしとるんですけどね。駐車場とか、青木さんが

あったところには、薬研堀はないと、いうふうな認識をしとるんですが。ですから、重要度の問題だけだね。そこでそういった話が出てくるからね、私はお聞きしとるんでね、文化財の指定地域には、してないというふうな形になったり。それでまあ、何回も遷喬とかそういったところ、同じような条件であって、本来であったら、本当に文化財の調査の必要があるということだったら当然、遷喬でも日進でもやっとならないけんけれども、それやらずにしとって、ここを調査する、必要だという形で言われるからね。町屋とかそんなのは、ここで一番のあれっっちゃうのは、薬研堀が、まあ、どう入っとるか、どういった構造になっとるかについていうことを調査せないけん、というふうにまあ理解をしとるんですけどね、その分は、駐車場とか、青木さんの跡地ではない、この道路部分であると、いうふうな認識をしますからね。だから、それだけのちょっと返事だけ、どこに入っとるかということだけ言って。

◆中西照典座長 今のはですね、薬研堀の部分だけすりゃあいいで、駐車場とか、あちらの方はまあ、順番からいうといいんじゃないかという感じですね。そのことについて。はい。

○佐々木孝文文化財課鳥取城整備推進係長 薬研堀、ちょっと細かいことになってしまって恐縮なんですけど、薬研堀自体も城下町が造成された時と、江戸時代の末期で、構造が結構変わっているということが、記録上確認出来てまして、基本的には、幅が狭くなっていくっていうふうなことが記録上わかります。逆に言いますと、今の時点では、今言われた駐車場の部分についても、薬研堀等じゃないところの境界線というのが、はっきりと把握出来てないということですね。前回、課長の方から申し上げた通り、試掘の結果によって、調査範囲というのを決めていかないと、薬研堀がどこからどこまでかっているのは、ちょっと今の時点では、意向としては、お答えが出来ないということです。

◆中西照典座長 ですからまああの、今、上田議員が言われるように、もしかしたら、駐車場も関係ないかも知れんけど、それも関係あるかも知れないんで、試掘をまずしてみないといけないということですね。だから、この試掘をするということは、今の鳥取市の方針から言うと、まあ国の通達もありますから、必要だということですね。まあ、そういうことです。はい、次、進みます。はい、問題はですね。あのね、まあじゃあ、意見として聞きます。じゃあ言ってください。

◆太田縁議員 はい。あの今、中世のというふうにおっしゃったんですけど、千代川流域、いわゆる、あちらの市立病院跡がもしですね、調査をする、掘った段階で、もし出てきたら、そちらの方も工期は延びていくという考え方で、文化財課の方にお尋ねしたいんですけども、先ほどのあの。

◆中西照典座長 そこまで、はい。市立病院跡地の問題が今出ましたけども。その発掘調査も含めて、先ほどのようなお話の質問がありましたけど、どのように。見解どうですか。

○林 佳史文化財課長 市立病院跡地で、遺構が検出された場合ということですか。はい。今のところ、周辺での工事の記録から遺構がないという判断してますけれども、工事中に例えば遺構が検出された場合は当然、記録保存の対象になるということ。

◆中西照典座長 はい。ということです。では、元に帰りましてですね。工事のその概算、まあ工費も含めてですけども。

はい。じゃ、文化財課、ありがとうございました。では、引き続き始めさせていただきます。
まず、建設費の概要、工期について先ほどもありましたけど、各会派から意見をいただきます。
じゃあ上杉議員。

◆上杉栄一議員 休憩前と、全く変わっておりません。考え方としては。

◆中西照典座長 はい。高見議員。

◆高見則夫議員 私はね、積算の、我々議論しとる根拠は、協会のあれを元にして、協会にお願いをして出てきた数字があるわけでありますから、やっぱそういうものを信用、信頼を当然しなきゃいけない。これを基礎にした検討ということであろうと思っておりますから、やっぱりあの、取捨選択は、ありましようけどもね。やはりそれを基にした数字を出すべきだというふうに思っております。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 はい、あのうちの方も、休憩前と一緒にやはり、考え方は一緒です。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 うちも同じ考え方です。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 変わっておりません。

◆中西照典座長 では、工期についても、再びお願い致します。上杉議員。

◆上杉栄一議員 工期については、特に検討は、会派の中で持ち帰って検討はしておりません。
あの、工期よりも数字が確定しないとなかなかこれは、入れんということですね。

◆中西照典座長 はい。高見議員。

◆高見則夫議員 議員、工期はね、午前中もありましたように、24 カ月という再考があるわけですから、それに当然、実施っていうことになる、合わせないけんわけですから、それに合うようにするということは、やはり、市民の皆様に、そういうものを、情報を示すべきだと思っております。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 はい。これも以前から出しておるように、理念というひとつの数字を出しております。この考え方で変わりはないです。

◆中西照典座長 田村議員。

◆田村繁巳議員 はい。ひとつあの、設計期間がですね、この県の事務所協会では、18 カ月ということで書いてありました。18 カ月と工期を足すと3年半掛かるということですか。ま、ちょっとその辺のことで、実は、合併特例際の件があって、本当にあの、ぎりぎりの選択まで行くのかなと、過ぎちゃうんじゃないかなと思ったり、ちょっと心配しとるところです。工期について具体的にうちの考え方は、まとめてはおりません。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆角谷敏男議員 えっとまあ、わからないと、言いましたけど、それに変わりません。まあ工法だとか、いろいろ技術的な問題等々ですね、これまでも言った通りでありますので、工法については、わからないと。合併特例際問題は、別途置くべきだと思います。

◆**中西照典座長** わかりました。休憩前とですね、かわらないという、ことであります。私は先ほど言いましたように、それぞれがですね、このまま進めばですね、全く、条例案の成立ということは、非常に難しいんだろうと思います。しかしながら、これは皆さんも努力されてると思います。まとめるのを。議運がですね、まあ予定されてありますので、この議運もまず開催してですね、それを挟んで、今一度、検討会を開きます。議運は3時から予定されておりますので、議運を行って、その後ですね、議運が、どのぐらいかかるかわかりませんが、議運終了後、検討会をもう一度しますでそれぞれが思いはあります。なかなか、言われ出した言葉を微妙に変えてというのは、なかなか難しいですが、やはり、条例案成立、市民に審判を仰ぐ、この態度は、忘れていただきたくないし、そのように努力していただいといますんで、今一度、やはりそれぞれの、思いはわかりますが、やはりここで、我々がどういう方向でまとめて行かざるを得ないか、まあ行くべきか、そういうことも含めてですね、今一度、検討頂くということをお願いしましてですね、議運が修了する間、また、時間が追ってその後、私の方からお示しするまで休憩に入ります。では休憩します。

休憩（14：55～16：00）

＜再開直後録音ミスで一部なし＞

◆**高見則夫議員** （録音ミス）住民投票を成功と言いましょうか、実施しなきゃいけないということがありますんで、やはりいつまでもこの議論についてはそこにとどまるわけにはいかないなというふうに思っております。

◆**中西照典座長** 上田議員。

◆**上田孝春議員** うちもね、会派、全員が今日、来ていないというのも事実です。4人か5人来ております。そういった中で話をしてみましたが、我々も検討会で当初から5月中には、やはり住民投票をという考え方は、それは思っておりますし、できるだけその5会派の合意が得れるということも基本的には変わっていないわけですが、数字を20億の数字という、我々が示したものについては、やっぱり、それでやっぱし行かなくちゃ駄目だということはお出ております。ですから今日はその全員というかたちではないですけどもね、今日集まっているメンバーの皆さんと話をする中では、やはりそれなりの考え方を持って出したものだから、やはりこの数字の問題で、さっき言っていたように、高見さんのほうから出ていたような37億が出とるから、それと参考にしながら、その検討するだというふうなことは、うちでは論外というか、考え方、全く無いということを申し上げておきたいというふうに思います。

◆**中西照典座長** 田村議員。

◆**田村繁巳議員** 当初、その第2号議案で、20億円は実現可能なのかなのかということを検討してきたわけですが、非常に市民が、この1号議案、2号議案、どちらがいいのかと判断をする時に、非常に金額という部分は非常に大きいと思っています。金額を出していく。できる限り、それに沿った市民が判断しやすいような内容にと思うわけですが、なかなか現状の中では、絞り込むことが非常に難しいというのも現実です。ただ、今うちの会派の中では、じゃあ、これにという合意というのは、まだ得られていない状況です。非常にちょっと無責任

なかたちかも知れませんが、なんとしてでも住民投票条例としては作りたいと。ただ、今の現時点では、じゃあ、この方法で金額をというのは、まだ決定できていないという状況です。

◆中西照典座長 角谷さんの意見は、聞きます。いっぱいあると思いますので聞きます。

◆角谷敏男議員 なんか、はい。基本的には、そう変わってないのです。ただ、うちの中も、うちの中では、今日の冒頭に言ったような議員として市民に説明できる内容との関係で、このずっと協議してきた内容が、いったい誰が説明するか。という中での、その数字を入れることについては、それは難しいと。積算を入れるのは難しいんじゃないかという結論です。それで、皆さんいくつか言われた中で、その間を取るということになると、これはもう基本的に根拠がある数字として、市民に説明ができるかという話になります。それから、田村さん、公明党さんのその数字は大事だといくら言ったとしても、やはり市民が判断しやすいようにということが、仮にそうだとしたとしても、やっぱり休憩前にも言いましたけど、どこを削って報告書の中の、どこを削ってどうのこうのちゅうことが、具体的に話がない中では、やっぱり進まないなと思います。市民に分かりやすい方法と言えば、もう本当に単純明快にした案しか考えられないなというような思いもしております。以上です。

◆中西照典座長 副座長、はい。

◆下村佳弘副座長 ちょっと確認をしておきたいのですが、対案については、ひとつずつ解決をしないと、金額を出すのは難しいんじゃないかということを私も申し上げましたし、思っているわけですが、3会派の方々、課題があるということで、角谷さんは、ハッキリした裏付けがなければ、なかなか金額が出せないというようなことなんですけれども。20億8,000万円というものです。この考え方を全く変える必要はない。これで行かざるを得んというふうに、ハッキリと思っておられるのかどうか。それとも。上田さん、すみません。それで、また話し合って代える余地があるのかどうか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

◆中西照典座長 今の質問は、私は取り上げません。ここで変える必要はないとなる。たぶん思える。そうすると金輪際変わらんとするとですね、本当は、やっぱりそこにね、主張されていることはよくわかりますけれども、やはり今日のこのそれぞれの中で、今まで言われてきてることが少しずつ策は変わっています。上田議員は、先ほど言われましたけれども、ただ上田さんがまだ来られてないけどもこうだということですが、やはりひとつの意見を主張される、これも尊重せんとはいけんわけですが、ここにきてやはり、それぞれの中で、そのことについて、やはり疑問があって、それは数字でいくらで示せということは、なかなかできないけども、いわゆる主張の中でどうも上田さんから示していただいている数字に、どうなんだろうなという思いはあるようです。その中で角谷議員は、数字ということは、なかなか決めたって市民のほうにお示しすることもできないし、なかなかそれをきちっと決めることは難しいなというのが、今のような意見であるようであります。しかしながら、ここはどこかに、我々は決めないといけない。やっぱり議案として市民の方にお示しするのに、方向性は出さないといけません。このまま、平行線では私はこの考えで行くんだということでしておけば、これはハ

ッキリ言ってどこまでも平行線ですけれども、やっぱりその平行線の中でも、この検討会の中でこうしようやああしようやということを、やっぱり決めていただかないと、なかなか進めません。で、**座長**としても、この検討会を進める上で、こうしようということは、まだ言えません。やはり、ここまでお話が進んできたわけですから、もうこれじゃないと応じられないぞという、お互いの気持ちがありましようけれども、もう少しね、意見をそれぞれ出していたでいて、どうだろうというところを、それぞれお示し願えたらと思うわけです。

◆**中西照典座長** 副座長。

◆**下村佳弘副座長** こういつて努力をしている中で、やはり今の状態では難しいと。金額を示すのは難しいということは、率直に思われます。それはやっぱり、その新たな提案が、どこから出ないと、なかなかこの硬着状態を脱するのは難しいというふうなことです。皆さんにもうひとつ、少し粘り強くお話していただきたいということです。もうここで私がこうだということはありませんので。

◆**中西照典座長** では、ちょっと議論はだいたい出し尽くしているようであります。今高見議員が意見を言われている。では、高見議員どうぞ。

◆**高見則夫議員** 要は、とにかく住民投票を早くして、それで皆さん方にそのような方向性を示してもらおうと。その段階で、どちらがどうなっても本当にできなきゃいけないわけですね、庁舎そのものが。だから庁舎を改築、建築、新築については、皆が共通理解しているわけですから、要は投票していただいて、それでどちらかになるかというひとつの指針を、今、我々やらなきゃいけませんから、ひとつそういう方向に、市民の皆様から判断のできるような方向を、やっぱり早く出しましょう。出さないといけないと思います。

◆**中西照典座長** ちょっと待ってください。そのことは、もう重々に皆さんが前提条件でやっていますので、誰がそれを邪魔しているか、そんな話ではないです。やはり、それぞれがそれぞれの信念を持って話されている中で、譲れること、譲れないことというのがある中で、それでもまとめましょうということです。非常なここで皆さんが苦慮をしておられるわけです。ただ、今お聞きしているところで、上杉議員は、初めは、あれだったけれども、どちらかという数字はどうも入りにくいなというふうなお話がありました。他の方は、そこまでいって、角谷議員のほうは、そこまでいってない。そこまでいきとおられません。では、どういう方向がいいかはわかりませんが、それぞれの今こう進んで行く、これから行く中での思いを、ちょっと今度は上田議員からそれについて、もう一度お話できますか。できるとこまで。

◆**上田孝春議員** できるとこまでというか、その今ね、今言っておこうというわけで、先ほど考え方や、うちの会派のことをお話させていただいたわけですから、今ここで、それが変わるかと言ったらちょっと難しい。それとさっき、**副座長**が「新たな対案を」というふうな、ちょっとニュアンス。新たな、なんか対案。それをちょっとどういった意味で言われているのかなという、ちょっとあったので、そのことをちょっとお話。

◆**下村佳弘副座長** 対案じゃないです。提案です。それは今、さっき上杉さんがおっしゃられたような方法もあるでしょうし、今の数字に対する新たな提案という意味で言ったので、新たな対案というそういうような意味ではないです。

◆**中西照典座長** ちょっと説明が足らなかったですね。田村議員どうですか。

◆**田村繁巳議員** まああの、なかなか数字の部分で、このまあいっても平行線がずっといくんじやないかなというのは察知いたします。ただまあ、そういう中で数字を入れないというのも、ひとつの方法だろうなとは思いますが、これについてはもう一度、やっぱり持ち帰ると言ったら、あれなんですけど、もう少し判断させていただきたいなというように思います。それもひとつの最終的な方法なんだろうなというのを感じております。それは。このまま数字で折り合いが着かなければ、住民投票はできないわけですから、検討させていただくと。

◆**中西照典座長** 角谷議員。こちらからと言いますか、はい。

◆**角谷敏男議員** 副座長が2回ほど共通認識をしていくための、そのひとつひとつ課題を、議論してほしいという中で、座長が取り上げんっちゃっておっしゃってるんだけど。何度も言うように共通認識を持っていくというのに、ものすごい隔たりがあるように感じるわけですね。それで、副座長がそこまで新たな提案をというので、今日は止めるかなと思っとったんだけど、白紙に戻す議論じゃないんだけど、ここまで議論をしとって、前に進まない。今、金額を入れないという話が出てくるんですけど、それだったらやっぱり、この分かりやすいあっちか、こっちかみたいな、簡単に言うわけではないですけども、市民にちゃんとそれなりの説明ができて、それなりの資料をまた後からまた作らないといけんわけですけども、そういうこっちでは耐震改修を基本にするとか、向こうでは新築移転なんだというぐらいにですね、せざるを得んのかなというのが、私の思いがあるとはちょっと言ったのを、副座長から新たな提案があればおっしゃったものだから、その辺が検討的なのかなと思って、ちょっとこの議論をね、白紙に戻すとか、いろいろあると思いますから、あえてそこまで新たな提案という言葉をおっしゃったし、共通認識になるようだったら、そういうことも考えられなくはないじゃないかなと思ったわけです。

◆**中西照典座長** 新たな提案というのは、先ほど説明されましたように、全体を新たなという、その金額についてのとこだけの話でしたが、言われたのが。それを上田議員が今、確認をされたわけです。ですから今の角谷議員のようなところまでの意見でなかったと思います。では高見議員から、はい。

◆**高見則夫議員** とにかく我々は、その合意論できて、現在きておるわけだけれども、我々には合意といったらなんなのか。ひとつも合意になりませんが。皆さんが思いを、自分の思いにならないと合意にしないというのでは、5人のうち1人でもあれだったら合意にならんと。しかしね、やっぱり我々民主主義だからお互いにやっぱり歩み寄る、また言うべき言うということが、一番大事なことだと思います。ですからそういうことが今ないじゃないですか。なんでも合意というものが頭にね、頭に付いてと言いましょ。そういうことがやっぱし、我々、今の進行をねえ、何か妨げておるように思うわけです。だからやっぱり出たら論の中で、その論をひとつ捕まえて、ではどうしよう、この点はどうかというような、やっぱし進め方をしてもらわないと、すべてこれでは自分の思いをならんということは、私は合意論ではないというように思っておりますから、やはり具体的に進めるべきというふうに思っております。

◆**中西照典座長** それでその具体的のひとつのどういう。

◆高見則夫議員 だから。金額については、やはりその幅を持たせた金額の中で、やはり基準は成果品の基準にしたものを検討すべきだというふうに思っております。

◆中西照典座長 はい、上杉議員。

◆上杉栄一議員 住民投票の条令文の案は、もうできておるわけなんですわね。今、検討しているのは、その比較対照表ということで、本来の正式な条令については、要するに条令文というのは、条令文ですよ。これはもう合意を至っているわけで、実際にその住民投票の場合には、その丸を付ける欄等々があって、どっちに賛成か反対か、一部新築移転で賛成、現庁舎に賛成かという二者択一の、そういった方向ができて、今議論しているのは、それに添付する、いわゆる資料ということで。そこで数字について、金額について折り合いが着かないような状況でなっておるわけですし、基本的なこの条令文、条文については、皆さんで一致しておるわけなんですわ。それで一致してないのは、そこに付ける金額について折り合いが無いと。方法にしては一致している。ところが、金額にしては一致してない。そういうことになれば、先ほど申し上げたように、金額については一致していないから、あえて金額を外すという手もあるのかなというふうには思うわけです。これは、私は決してこれが無理な話だというふうには思っておりません。角谷議員は初めからこれは入れない。入れるべきだという話だったけれども、なぜ入れないかというのは、いろんな意味がありますし、私の場合は、私の考えとしては、新たなまた、事業所等も出てくる可能性がある。その中で決定的な、その確定的な数字が入れないということであるならば、あえて入れないということもひとつあるのかなというふうに思います。ですから基本的に今、議論しているのは、要するに比較対照表の数字の問題であって、条令について、条文はもう既にできあがっているわけですし、そこに添付する、いわゆる参考資料といいますか、そういったかたちのもので、数字について一致していないということです。このことであるならば、その数字を抜くということも、最終的にはそういう考え方もあるというふうに思っております。

◆中西照典座長 ひとつの意見ですね。改めて上田議員さんの点を、ちょっともう一度、もう一度言ってみて。先ほど上杉議員が言われた意見は、条例案はもう皆さんの合意の中でできあがっているんだと。これについては何回も確認してできあがっている。要はそれに添付する関連情報の中でですね、構造、あるいは面積等々きて、今事業費の概算に、あるいは工費のところはどうしても、今、昨日、先達てからですね、話がそれぞれの思いの中で話がまとまっていかないと。それならばどうでしょうと。それはいろいろな思いがあるんで、角谷議員が言われたように、ただそこは切れずにですね、条例案を成立させたらどうだろうというのが上杉議員の案ですし、高見議員はいいや、成果品からいくべきだよというのがいいんだし、田村議員が先ほど言うと、どうも上杉議員のような感じはありますけど、自分ではまだ決められませんよということでありました。上田議員がいいや、そうじゃなしにやはり我々の主張は、あくまで主張としていくんだよという意見であります。これは、私は今日、何回も休憩を取って、何回も平行線であろうと、やはりそのことは、ここで話し合っていきたいと思います。それは、平行線であろうと話し合うということは大事なことですし、それは市民に対して当然しなければいけない、我々の、どうも責務のような、私は感じがあります。そこでですね、休憩取りま

す。今から 30 分で、これは 4 時 55 分になります。5 時か。では 5 時まで休憩を取ります。やはり。では、上田議員。

◆上田孝春議員 さっき上杉さんが言ったように、それは条文やいろんなことは、それは皆が合意していることだから、それは当然です。そこは、我々は同意はしておりますので、さっき言ったようにこの比較表です。そこだけの問題だと。だから条例の条文やあんなんは、了解をしているということだけ申し上げときたいというふうに思います。

◆中西照典座長 角谷議員。

◆**角谷敏男議員** 高見さんと上杉議員の意見を聞いて、ちょっと私がさっき言った点をもう一度説明すると、簡単に説明します。条例はできたんですけど、いろいろ検証する、いろいろな意見も出た評価の違い。高見さんは報告書から入れという。そうじゃなくて、今確かに上杉さんが言うように比較対照表をどうするかという。高見さんが民主主義と言われれば、やっぱり市民に我々が説明できる点を、きちっとどうするかという中で、それが説明できる資料として合意ができないから。じゃあ最初に決めとった条例案を、そこが説明できるかどうかの話になってきとるんじゃないかなと、私はまた思ったんです。そういうことです。

◆中西照典座長 いやいや、もう、皆。5時まで休憩します。

休憩 (16 : 27~17 : 00)

◆中西照典座長 はい。再開時刻になりましたので、これより会議を再開いたします。30 分ちょっとの休憩でありますので、それ以前の意見がどうのこうのというのはなかなか、これは正直言って、皆さん思われるように 30 分で意見が激変するということはないし、それぞれ会派の議員の方も今日来ておられない方もいらっしゃいますので、なかなかここで意見が責任を持って会長さんが言われるというのは難しいでしょうけども。やはり、やはりですね、会期中の条例案の成立をみると、このことについては皆さん一致をした意見でありますし、それについては、非常に固い決意、各議員持っておられると思います。やはりこれはですね、議会のひとつの大きな責務だと思っております。先ほどの意見が、いかほどの進展がみられたか、なかなか難しいところではありますが、やはり休憩ののちに意見を伺うということにしておりますので、順番にはい。上杉議員から。

◆上杉栄一議員　あまり展開があったという話ではないのですが、基本的には先ほど住民投票条例案、条文はすでにできておるわけでありまして、いわゆる参考資料といいますか、添付資料の中で議論が一致しないということです。この検討会は全会一致を旨とするということで今進めております。ということであるならば、全会一致でないことについて、これは比較対象には挙げられないのではないかと。ですから極論を言えば、全会一致したものについて、比較対照表に挙げる。それしかないのかなというふうに思います。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 今日、伝達をしようと思ったこと、半数帰っておりますから、過半数になっておりませんから充分伝達できておりません。つきましてはね、先ほど言いましたように条例そ

のものについては、みんなでものすごい意志を持っていますから、絶対に成立をさせるべきだということについては、これは間違いありませんので、言っておきますけれども、ただね、今のような議論の価格については、この成果費については、それを尊重するべきということについては、言っておきます。

◆**中西照典座長** 高見議員に申し上げますけれども、成果費は、それは意見としては言いますけれども、今のここである程度、数字をしようという方向性をね、決定したことを言え、議員の方がいらっしゃらないので言えないので、方向性としては、今、上杉議員が言われた方法。それから以前から言っておられる角谷議員が言われた方法。まあ、上田議員が。大体方向としてはそういうふうな方向とだろうと思う中で、先ほど、いわゆる県の建築協会から却ってきたレポートの約半分でもいいのではないかという意見も出されていましたが、その点についてのその意見を言われるということですよね。上田委員も、お願いしましょう。

◆**上田孝春議員** 座長は僕の考え方を分かっておるようですねけれども、あえてということですので。先ほども申し上げましたけれども、うちも半分いないというかたちで、金額を上げるということは、休憩以前と進展はありません。ありませんけれども、これでやはり言いました。住民投票を5月と市民に約束したのだから、5月中にはやらないといけないというかたちは、僕も認識しておりますし、その比較検討ができるだけ早くなるような合意決議ができるようなかたちでは努力はしますけれども、さっき言ったように金額の点についてはね、我々が提案していることについては、進展がないです。

◆**中西照典座長** はい、では田村議員

◆**田村繁巳議員** うちも議論をさせていただきました。やはり県の事務所協会から出した 37 億 4,000 万、これは非常に積み上げて、もともとその 20 億という提案に対して、できるのかどうなのかというその実現可能なのかどうなのか。それをひとつ精査していただく。また新たな課題があれば、それも列記をしていただく。そういうことで、中立と言いますか、そういう立場で精査していったものであります。これを参考の参考にしても、やはり積み上げたものということとは大事なものだと思っております。ただこの中で立体駐車場の件とかエネルギー棟の件とか、いろいろ事業そのものに差がありますんで、そのへんのことをきっちり引くなり足すなりという部分が出てきますけれども、そういう金額と上田さんが示された 20 億 8,000 万ですか、その金額、幅を持たせるというのがやはり今は、いいんじゃないかなと思っています。やはり建設費の概要をのしていく。なかなか合意がみられんところですが、そのように全力で取り組んでいったらどうかと、言うんで、山本浩三さんがここまで考えをもとにいたされた上田さんの案ですが、本当は時間があれば、そのへんのことも聞いてもいいのかなという声も出ました。以上です。

◆**中西照典座長** 先ほどの高見議員、いろんな意見が出ました、出ました、誰もあるのです。ただその中で、ここに来ていただくのは、その中で、いや、いろんな意見の中でこの方法がいいだろうということを示していただけないと、これも出た、あれも出た、これもするとなるとまとまらないわけです。そのために各会の会長に大変にご苦勞を願ってですね、さまざまな意見の中で、まとめてきていただいて、ここでお話をしてるわけですから、その素案そのまんま言

われても、なかなか取り上げようがないんで、やはり田村議員の会派としては、いろいろあったのだけれども、こういう方向を目指しているという、そういう議論をしていただきたいんですけれども、それはなかなかいきませんか。ちょっとお願いします。そこまではなかなかいきませんか。いかないか。ちょっとお願いします。そこまではいかない。ではお願いします。

◆**角谷敏男議員** 結論はうちの場合は変わっていません。それは私の意見がかなり強いんですけども、あえて言うだったら、**座長**が何度も努力をしようという気持ちは分かります。ただ、現実的に会派で相談ができていない。ここをまあどういうふうに見るのかなということがあると思います。今日、会派でまとめて来いと。それがまとめきれてない会派もあるわけです。それからまだ、もう言いませんけれども、さっきの成果品だとかそれから今の田村議員の発言なんか、私の疑問に答えてもらっていない中で、まだおっしゃるだったら、これはどういうふうになるんかいなあという思いがありますので。

◆**中西照典座長** そこは入らないでください。

◆**角谷敏男議員** はい、はい。ので、会派でまとまってないなら、まとまってないことを率直に受け止めて、まあ、もう今日、これ以上、議論をしても、一致しないならですね、一定の判断を**座長**の方にしてもらわないといけんなと思ったりもしているのですよ。

◆**中西照典座長** 角谷委員が一定の判断を**座長**にとありますけども、これだけの幅の中でですね、例えば私が意見を申したことになかなかみなさんがいやいや今まとめとると、なかなか出ないと思います。で、これはどういう方向でしょうかということではですね、先ほど帰られて、またいろいろ議論をされて出てきた中でも、やはり少しずつ良い悪いは別にしても前に言われている意見が少し変わっておられる方もあし、やはりその方向だという方もあるわけですが、何回も言いますけれどね、この定例会でまとめんといけません。これは皆さんが言われるように。その中で、やはりどうしても一致できないものについては、それを今、まとめようと努力はしていますけども、これはやはりどこかでですね、ある程度の範囲の中で、あるいは先ほど上杉議員が言われたように、一致しないものについては置こうか。それもひとつの意見であります。必ずしも僕はそれが正しいと思いませんけれども、ひとつの意見としてあります。ここでこれ以上、意見を交わしても会派の方もいらっしゃらないから結論が出ない、ということになります。私は、今日は10時でも12時でもと思っていましたけれども、なかなかそういう、現実論からいって難しいでしょうね。あとは19日です。すいません。21日ですね。このときには全員がそろわれます。朝からね。私のあれからいうと、その全員がそろった中で、3時間の中かもしれないかもしれませんが、やはりまず討論会・検討会を開きまして、やはりそこは一定の方向を示していただきたいと。同じような話になっていっても、一定の方向をギリギリになったら私の方で示さしていただこうと思います。それがどの方向なのかは当然決まりませんが、そこまでの議論をしていただこうと思います。やはりこの問題は検討会の中で、決まらんから流れた。こんなことは私はあったら絶対にいけないと思います。やはり、確かに議論がつくされないことはありますし、それぞれ思いも違います。で、提案であります、21日の9時半。21日の9時半に検討会を開きたいと思います。内容はですね、先ほどいかにして、条例案を成立していただくために、あとの残った建築概算費、あるいは工期、これをどのようにして皆さ

んの中でまとめようか。そのまとめようかという方向でしていただきたい。それぞれの思いはたくさんあります。これはこの条例案が成り立つことによって、それぞれ支持をする庁舎の問題について大きな大きな影響があるのはわかっておりますが、しかしながら、やはり議会としては、成立させて、5月に市民の皆さんに審判いただく。このことは、一致しているわけですから、なかなか非常に難しいそれぞれの会派の中でも思いがあるわけですが、ぜひとも21日の9時半の検討会において、もうひと話していただき、それでも、場合はまた持ち帰っていただきます。なんとかなんとかしていただきたい。思いばっかり言ってもいけません、ということで21日の9時半から検討会をいたしたいと思います。では上田議員はい。

◆**上田孝春議員** 座長の議会中に何とかという思いはわからんでもないし、十分私どももそういう気持ちです。ですけれどもこういった状況の中で、21日の日に集まって、定例会は21日までですね。会期が。これで話が本当につくかなと、いう思いがしております。もうこういうふうな状況で検討会をしてもなかなか前に進んで検討会の全会一致というかたちの非常に難しくなることが想定されます。想定段階でこんなことをいったら失礼ですけどね。やはり私はこれを本当に全会一致でまとめていくということになれば、21日の定例会をね、若干会期延長でもやって、十分我々が今こうして議論をしておるわけですからね、やはり全会一致を目指すために、それは一日でも早くできれば一番いいですよ。ですけれど、21日の会期末のときにこれは合意ができるかなとかたちは非常に難しいという思いがしています。ですから5月の住民投票をしないとイケないのは、私は頭に入れて、若干の会期延長をやはりやった方が、より、もうある程度、絞り込んでいますからね。だからやはりそこで最後の検討会の議論になりますよ。やはりそういったことを考えれば、会期延長をやって、その会期延長の中で、やはりさらに検討会をやって、全会一致の方向を示していくということがね、やはりいいのではないのかなということを申し上げておきたいと思います。

◆**中西照典座長** 上杉議員。

◆**上杉栄一議員** 建設費概算で、要するに今何回も議論して、意見の一致をみない、わけですね。上田議員は20億8,000万円からびた一文負からんと、上がりませんという話をする中で、どういうふうこれをそれこそ、会期延長までして、合意が取れるかということなのですね。では、ほかの3会派が「わかりました。20億8,000万円でいきますよ。」という話になるのを待っておられるのか、あるいは、そうではなくして、もっと20億8,000万にはこだわらないということですけども、今、今日の議論を見ていると、20億8,000万円から上には全くそういう妥協案はないのでしょ。これを会期延長して、そういう方向性が見えるということであるならば、それは会期延長をするべきだというふうに思っておりますけれども、今日の議論を見ていると、全くそういう、我々の私の会派については、20億8,000万円からの積み上げ論、それから公明党からは、37億4,000万円からの、差引論みたいなかたちなのですけども、あえて妥協案の中で全会派の合意ということであるならば、この比較対照表に要するに全会派で合意をみたものだけ挙げればいいのかというそういった考え方もあるわけですね。で、今の話からすれば、今の事業費の概算の中で一致をみない、で、会期を延長してでも一致をみるということは、上田議員からすれば、その20億8,000万円から、ある程度妥協があるのかど

うなのか。このあたりを聞いてみておかないと全く会期を延長しても、すごく意味がないというふうに私は思いますよ。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 確かに今、工事費の関係でいそうやって言ってますよ。だからうちの会派だけでなく、ほかの会派も清和にしても公明さんにしても、まだそこが不確定なんです。そのへんの議論をして、ある程度、そういった議論の踏まえた中で、それでうちはうちの会派でしっかり考えな。ね、そういった全体の会議の雰囲気や議論したことを踏まえて、やはりそこはうちも考えていかんといけないと思います。

◆中西照典座長 ちょっと続き。

◆上杉栄一議員 私は今日の議論を見ている中でなかなか合意はみえんのではないかと考えております。だから最終的には、会期延長をして、仮に事業費の概算が合意ができなかった場合、結果としては、合意した分しかこの比較対照表には挙げられないのじゃないかと思いたくありません。

◆中西照典座長 上田議員。

◆上田孝春議員 そこまで決めつけて言わんようにしてください。

◆中西照典座長 高見議員。

◆高見則夫議員 （聞き取り不能）してもらったからそれに対してあれします。我々はね、出ております議論に対して、否定も何もないわけ。ただね、成果品を基準にして考えた方がいいじゃないかということをおっしゃるわけですね。成果品の中で、今までの議論の中で例えば駐車場の問題等も含めてカットすべきものは、どういうふうなものがあるかというふうなことが出てくればいいわけであって、だから決して 37 億 4,000 万円（聞き取り不能）もんじゃないですよ。

◆中西照典座長 高見議員、その意見はさっきのであれですんで、踏み込みません。座長であり議長であって、延長の問題、これは 19 日の午前中をみないと、すいません 21 日です、21 日の午前中をみないといけません、上田議員の言われた意見も、大きな参考とさせていただきたいと思います。角谷議員。

◆角谷敏男議員 まず座長に一定の判断をうちゅうするのは、考え方を示してということではなくて、今日をどうするかうちゅう意味で示されましたから、これ以上言いませんが、ただ、上田議員の発言に関連していけば、私はこの金額問題に関わった議論でいけば、さらに工期の問題だとか財源だとか、さらに私が提起している工法の問題の扱いだとかうちゅううことになってくると、本当に 21 日午前中で議論がすむのだろうかという、別の議論の時間・合意、上杉議員が言われた全会一致でできないものしかできないのだということが仮にあったとしても、そういう議論のテーマうちゅうかそういう事柄が残っていますから、会期延長はあり得るのではないかなと私は思います。以上です。

◆中西照典座長 だから私は意見として大変重要な貴重な意見として伺っておきます。もう一度言います。21 日の 9 時半より検討会を開催したいと思いますので、この問題は先ほど、くどいようですが、この定例会の中で住民投票条例案を成立させようというそういう皆さんの思いの中でまた開きたいと思いたくしますので、よろしくお願いします。それでは鳥取市庁舎整備に

関する住民投票条例検討会第 14 回をこれで終了します。終わります。